

事業概要



令和6年11月

嶺南振興局二州健康福祉センター

目 次

1 管内の状況		1
2 沿革		1
3 組織機構		2
4 課別職種別職員配置表		2
5 各課(室)別主たる業務内容		3
6 各課別事業内容		
I 地域支援室		6
II 福祉課		12
III 地域保健課		20
IV 生活衛生課		49
V 環境廃棄物対策課		57
VI 衛生検査課		63

1 管内の状況

二州健康福祉センターは、平成12年4月1日付けの機構改革によって、嶺南振興局敦賀保健所と嶺南振興局若狭福祉事務所の敦賀市、美浜町および若狭町（旧三方町）の業務が統合され、「嶺南振興局二州健康福祉センター」として発足した。

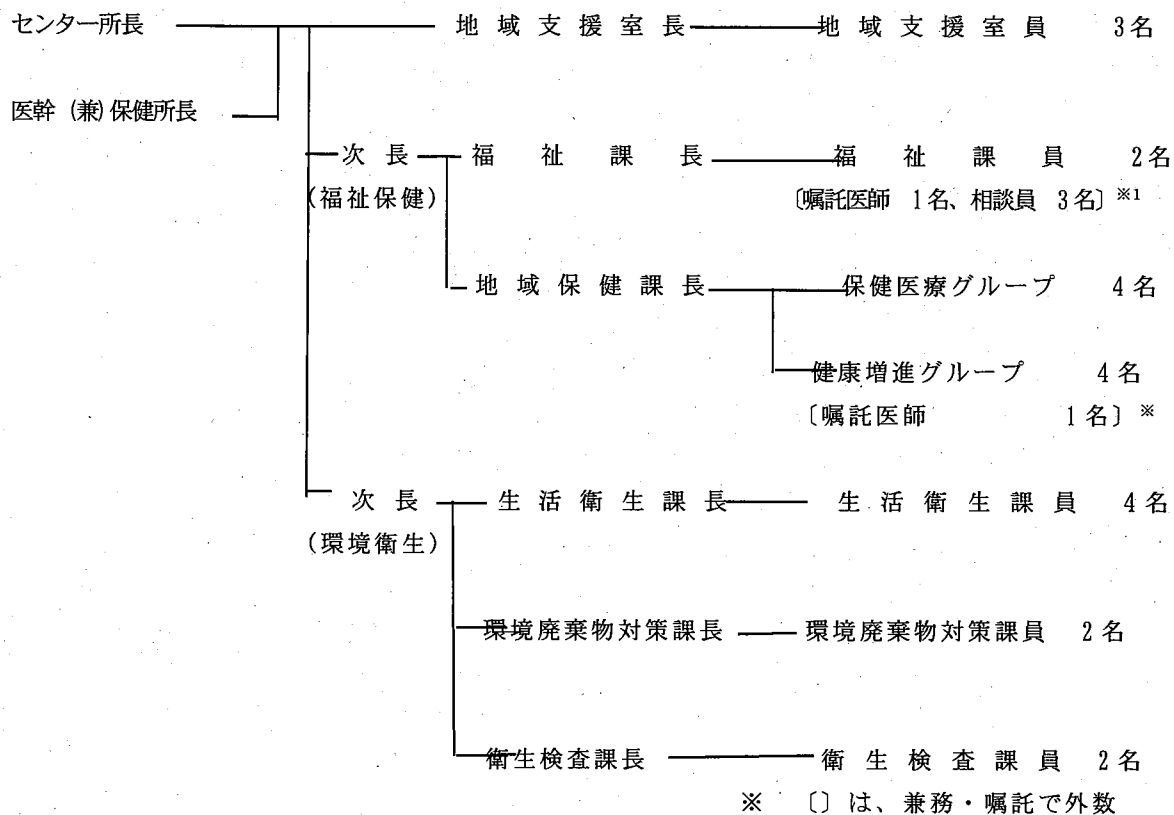
なお、検査業務は、若狭健康福祉センター管内の業務も担当している。

2 沿革

昭和	19年	2月	敦賀保健所として敦賀市津内開町に開設し、敦賀市、敦賀郡、三方郡を管轄
昭和	19年	10月	三方保健所(美浜町河原市)が新設され敦賀保健所から独立し、三方郡を管轄
昭和	23年	4月	性病診療所が併設され、業態者および一般検診治療を行うB級保健所として指定
昭和	27年	4月	新庁舎増築により、母子診療室、試験検査室、統計展示室、所長室等の拡充整備
昭和	27年	9月	優生保護相談所を開設
昭和	29年	3月	野犬焼却場を設置し、犬魂碑を建立
昭和	31年	2月	機構改革により、三方保健所を統合し、同時に敦賀保健所三方出張所(昭和40年4月支所に変更)として発足
昭和	34年	3月	性病診療所を閉鎖
昭和	36年	11月	成人病相談所を併設
昭和	37年	4月	R4型保健所に格付け
昭和	38年	11月	野犬処理場を移転
昭和	45年	4月	新庁舎(現在地)が完成
昭和	47年	4月	検査課を設置
昭和	47年	10月	三方支所を廃止
昭和	49年	10月	検査課を拡充し、別館に車庫、栄養室を増築
平成	7年	3月	動物管理所を設置し、業務を開始
平成	8年	4月	機構改革により嶺南振興局敦賀保健所に改称
平成	8年	9月	優生保護相談所を廃止
平成	10年	4月	機構改革により福祉保健推進室を設置し、業務を開始 臨床検査業務を集中化し、業務を開始
平成	12年	4月	機構改革により若狭福祉事務所の敦賀市、三方町、美浜町に関する業務を統合し、嶺南振興局二州健康福祉センターが発足。地域支援室、福祉課、健康増進課、環境衛生課、衛生検査課の1室4課で業務を開始
平成	12年	10月	環境衛生課を廃止し、生活衛生課および環境廃棄物対策課を設置
平成	18年	12月	庁舎改築工事(耐震補強工事)完成
平成	20年	3月	動物収容施設移転改築工事完成
平成	22年	4月	組織改正により健康増進課を廃止し、地域保健課を設置 地域保健課内に保健医療グループと健康増進グループを設置
平成	30年	4月	敷地内に福井県動物管理指導センター嶺南支所が設置され、犬および猫の保護、引取りならびに苦情、相談対応などの動物愛護管理業務の一部を外部委託開始

3 組 織 機 構

令和6年11月1日現在



4 課別職種別職員配置表

令和6年11月1日現在

課室名 \ 職 種	医 師	嘱 託 医 師	獣 医 師	薬 剤 師	保健 師・ 看護 師	栄 養 士	診 療 放 射 線	検 査 技 師	化 学	福 祉 ・ 心 理	事 務	相 談 員 等	合 計
地域支援室	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	3	—	5
福祉課	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	3
		(1)										(3)	(4)
地域保健課	1	—	—	—	7	1	1	—	—	—	—	—	10
		(1)											(1)
生活衛生課	—	—	2	1	—	—	—	1	—	—	1	—	5
環境廃棄物 対 策 課	—	—	—	2	—	—	—	—	2	—	—	—	4
衛生検査課	—	—	—	2	—	—	—	—	1	—	—	—	3
合 計	2	—	2	6	7	1	1	1	4	—	7	—	29
		(2)										(3)	(5)

地域支援室に所長、地域保健課に次長(福祉保健)、環境廃棄物対策課に次長(環境衛生)含む。

()内は兼務・嘱託で外数。

5 各課（室）別主たる業務内容

I 地域支援室の主たる業務

- 1 庶務、会計、財産管理等総務関係業務に関すること。
- 2 医務関係法令の施行に関すること。
- 3 薬事関係法令の施行に関すること。
- 4 覚醒剤、毒物劇物、大麻、あへん法等の施行に関すること。
- 5 原爆被爆者の援護に関すること。
- 6 臓器移植、骨髄移植、献血に関すること。

II 福祉課の主たる業務内容

- 1 身体障がい者、知的障がい者福祉に関すること。
- 2 老人福祉（高齢者百歳祝状伝達等）に関すること。
- 3 児童福祉、母子・父子・寡婦福祉、女性福祉、家庭児童福祉に関すること。
- 4 市町行政事務監査に関すること。（老人・児童・障がい者）
- 5 生活保護法による保護の決定および実施に関すること。
- 6 生活困窮者自立支援法による生活困窮者への支援に関すること。
- 7 民生委員・児童委員に関すること。
- 8 その他（行旅病人・行旅死亡人の取扱い、福祉のまちづくり条例）

III 地域保健課の主たる業務内容

- 1 健康危機管理対策に関すること。
- 2 結核予防に関すること。
 - ・結核患者の訪問・相談指導に関すること。
 - ・結核に関する健康診断、精密検診
- 3 感染症対策に関すること。
 - ・感染症予防法に関すること。
 - ・感染症発生時調査に関すること。
 - ・エイズ及び肝炎の予防事業に関すること。
 - ・肝炎医療に関すること
- 4 母子保健に関すること。
 - ・母子保健法、母体保護法に関すること。
 - ・母子保健福祉事業に関すること。
 - ・母子医療（小慢）に関すること。
 - ・障がい児等の訪問・相談指導に関すること。
 - ・特定不妊治療費助成事業に関すること。
- 5 精神保健福祉に関すること。
 - ・精神保健福祉法に関すること。
 - ・自殺予防対策に関すること
- 6 特定疾患に関すること。
 - ・難病対策事業に関すること。
 - ・特定医療費（指定難病）に関すること。
- 7 栄養指導に関すること。
 - ・栄養士法に関すること。
 - ・専門的栄養指導に関すること。

- ・健康づくり事業に関すること。
- 8 成人・老人保健に関すること。
 - ・健康増進事業に関すること。
 - ・がん予防推進事業に関すること。
 - ・地域保健職域連携に関すること
- 9 地域保健・福祉・環境関係職員の研修に関すること。
- 10 市町支援に関すること。
- 11 学生の実習に関すること。
- 12 福井県医療計画に関すること。
- 13 保健衛生、人口動態、社会福祉各種統計事務に関すること。

IV 生活衛生課の主たる業務

- 1 食品衛生に関すること。
 - ・食品衛生法、福井県食品衛生条例等の施行に関すること。
 - ・調理師法、製菓衛生師法等の施行に関すること。
 - ・福井県ふぐの処理に関する条例の施行に関すること。
 - ・と畜場法等の施行に関すること。
- 2 動物の愛護および管理に関すること。
 - ・動物の愛護及び管理に関する法律および福井県動物愛護および管理に関する条例の施行に関すること（平成 30 年度より一部外部へ委託）。
 - ・狂犬病予防法の施行に関すること。
 - ・徘徊犬の捕獲および飼い犬の指導業務に関すること（平成 30 年度より外部へ委託）。
 - ・犬および猫の引取り業務等に関すること（平成 30 年度より外部へ委託）。
- 3 生活衛生に関すること。
 - ・理容師法および美容師法の施行に関すること。
 - ・旅館業法の施行に関すること。
 - ・公衆浴場法の施行に関すること。
 - ・クリーニング業法の施行に関すること。
 - ・興行場法の施行に関すること。
 - ・生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関すること。
 - ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関すること。
 - ・墓地・埋葬等に関する法律の施行に関すること。
 - ・温泉法の施行に関すること。
 - ・水道法の施行に関すること。
 - ・浄化槽法の施行に関すること。
 - ・有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の施行に関すること。
 - ・ねずみおよび衛生害虫の駆除に関すること。

V 環境廃棄物対策課の主たる業務

- 1 廃棄物適正処理対策
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関すること。
 - ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関すること。
 - ・廃棄物の苦情に関すること。
 - ・福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱の施行に関すること。

- ・使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に関する事。
- ・民間廃棄物最終処分場対策事業に関する事。
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の施行に関する事。

2 環境保全対策

- ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の施行に関する事。
- ・不正軽油製造未然防止対策に関する事。
- ・化製場法等に関する法律の施行に関する事。
- ・土壌汚染対策法の施行に関する事。
- ・ダイオキシン類特別措置法の施行に関する事。
- ・大気汚染防止法、水質汚濁防止法、福井県公害防止条例の施行に関する事。
- ・福井県アスベスト条例の施行に関する事。
- ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の施行に関する事。

VI 衛生検査課の主たる業務

- 1 食品衛生の理化学検査および細菌検査に関する事。
- 2 環境衛生の理化学検査および細菌検査に関する事。
- 3 臨床検査に関する事。
- 4 苦情処理検査に関する事。

I 地域支援室

1. 医務

(1) 医療施設の状況

管内には、公的医療機関として、独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター、市立敦賀病院のほか、診療所として敦賀市5か所、若狭町1か所、美浜町2か所がある。

救急指定病院としては、独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター、市立敦賀病院、泉ヶ丘病院の3か所が指定されている。

(2) 病院等立入検査

医療法第25条第1項の規定に基づき、病院、診療所が定められた人員、構造設備を有し、かつ適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、科学的でかつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的として、定期的に立入検査を実施している。(病院:1回/年、有床診療所:1回/3年、無床診療所・歯科診療所:1回/5年)

また、新規開設や構造設備の変更等に伴い、随時立入検査を行っている。

(3) 原爆被爆者の健康診断実施状況

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第7条に基づき年2回被爆者一般健康診断を実施し、精密検査と希望者へのがん検診を市立敦賀病院に委託している。また、平成13年度から被爆二世健康診断事業が実施されている。

(4) 臓器移植対策

平成9年10月16日に「臓器の移植に関する法律」が施行され、脳死状態から心臓などの臓器を提供することが可能となった。提供には、原則あらかじめ書面による臓器を提供することについての本人の意思表示と家族の同意が必要であり、10月の臓器移植普及推進月間には、関係団体と街頭キャンペーンを実施し、臓器提供意志表示カードの普及啓発に努めている。

白血病など血液難病の有効な治療法として骨髄移植があり、このためには大勢の骨髄バンクドナー登録者が必要である。福井県では、健康福祉センター(保健所)での窓口登録を始め、集団登録会や移動献血並行型登録会を行い、骨髄バンクドナー登録者の確保に努めている。また、骨髄移植についての理解と協力を得るため、10月の骨髄バンク普及推進月間に関係団体と街頭キャンペーンを実施し、普及啓発に努めている。

2. 薬務

(1) 薬事関係施設、毒物劇物取扱施設の状況

薬局などの医薬品医療機器等法関係施設は管内に272施設、毒物及び劇物取締法関係施設は管内に58施設あり、いずれも敦賀市に多く集中している。通常監視指導のほか「医薬品・医療機器等一斉監視指導」、「農薬危害防止運動」等による監視指導を行い、安全性の確保に努めている。

(2) 献血実施状況

血液の安全供給および確保に努めるため、「愛の血液助け合い運動」、「はたちの献血キャンペーン」などを通じて住民に対する献血思想の普及啓発を行っている。

(3) 薬物乱用防止対策

① 薬物乱用防止キャンペーン活動

毎年、薬物乱用防止指導員、保護司会ならびに警察等薬物乱用防止活動を行っている関係団体と協力し、街頭キャンペーンを行い、チラシやティッシュペーパー等の啓発物を配布し、薬物乱用防止の普及啓発を図っている。

② 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

「新国連薬物乱用根絶宣言」の支援事業の一環として、国連総会決議による「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図り、薬物乱用防止指導員、ボーイスカウト、ガールスカウト等とともに街頭キャンペーンを行い、チラシやティッシュペーパー等の配布および国連支援募金活動を実施し、薬物乱用防止の普及啓発を図っている。

③ 薬物乱用防止教室への講師派遣

学校等において開催される薬物乱用防止教室へ、薬物乱用防止指導員または職員の派遣を行い、青少年による薬物乱用の未然防止と、薬物に関する正しい知識の普及・啓発を図っている。

④ 福井県薬物乱用防止指導員二州地区協議会会議

国内において大麻事犯の検挙人員が増加していること、特に若年層による大麻の乱用が深刻な問題となっていることなどを踏まえ、会員相互で薬物乱用防止対策について意見および情報を交換する場として毎年開催している。

また、毎年研修により薬物乱用防止に必要な知識を習得している。

1. 医務

(1) 医療施設

			令和4年度	令和5年度			
			管内	管内	敦賀市	美浜町	若狭町（旧三方）
病 院	施 設 数	総 数	6	6	5	-	1
		一 般	4	4	3	-	1
		療 養	-	-	-	-	-
		精 神	2	2	2	-	-
	病 床 数	総 数	1,002	999	899	-	100
		一 般	631	631	589	-	42
		療 養	135	135	77	-	58
		精 神	231	231	231	-	-
		結 核	3	-	-	-	-
		感 染 症	2	2	2	-	-
一 般 診 療 所	施 設 数	総 数	68	67	52	10	5
		有 床	3	3	3	-	-
		無 床	65	64	49	10	5
	病 床 数		43	43	43	-	-
歯 科 診 療 所			26	24	21	2	1

○救急指定病院

独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター、市立敦賀病院、泉ヶ丘病院

(2) 医療従事者数(2年毎調査)

	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年	令和4年
医師	162	159	155	151	162	169
歯科医師	44	36	40	43	42	43
薬剤師	136	142	144	146	147	154
保健師	49	55	69	73	66	66
助産師	32	30	33	38	37	36
看護師	803	860	908	980	990	1012
准看護師	369	330	311	286	259	234
歯科衛生士	54	61	72	77	80	77
歯科技工士	15	16	15	14	14	17

(医師・歯科医師・薬剤師調査・業務従事者届、旧上中町を含む)

(3) 病院等立入検査

○病院

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延 件 数	19	19	10	13	16
新規開設に伴う使用許可申請	-	-	-	-	-
構造設備の変更に伴う使用許可件数	4	12	5	4	-

○一般診療所

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延 件 数	21	5	3	4	9
新規開設に伴う使用許可申請	-	-	-	-	1
構造設備の変更に伴う使用許可件数	-	-	-	-	-

○歯科診療所

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延 件 数	8	4	2	1	3
新規開設に伴う使用許可申請	-	-	-	-	-
構造設備の変更に伴う使用許可件数	-	-	-	-	-

(4) 原爆被爆者の健康診断実施状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
上期	対 象 者	6名	6名	6名	6名	5名
	実 施 日	R1. 9. 3	R2. 9. 15	R3. 9. 10	R4. 9. 20	R5. 9. 22
	受 診 者 数	2名	2名	1名	2名	2名
下期	対 象 者	6名	6名	6名	5名	5名
	実 施 日	R2. 2. 18	R3. 3. 4	R4. 3. 15	R5. 3. 20	R6. 3. 7
	受 診 者 数	2名	2名	2名	2名	2名
二世	対 象 者	-名	-名	-名	-名	-名
	実 施 日	-	-	-	-	-
	受 診 者 数	-名	-名	-名	-名	-名
合計	対象者(延数)	12名	12名	12名	11名	10名
	受 診 者 数	4名	4名	3名	4名	4名

(5) 骨髄バンク登録

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受 付 数	1	2	4	6	2

2. 薬務

(1) 薬事関係施設

			令和4年度	令和5年度				監視件数
			施設数	総数	施設数			
					敦賀市	美浜町	越前町(旧三方)	
薬 局			37	37	34	2	1	16
医 薬 品	製造業	大 臣 許 可 分	-	-	-	-	-	-
		知 事 許 可 分	3	3	2	1	-	1
		薬局製造販売医薬品	4	5	5	-	-	2
	製造販売業	第 1 種	-	-	-	-	-	-
		第 2 種	2	2	1	1	-	1
		薬局製造販売医薬品	4	5	5	-	-	2
	店 舗 販 売 業		27	27	22	2	3	6
	卸 売 販 売 業		10	8	7	1	-	7
	薬 種 商 販 売 業		-	-	-	-	-	-
	特 例 販 売 業		-	-	-	-	-	-
配 置 販 売 業		1	1	1	-	-	-	
部外品	製 造 業		-	-	-	-	-	-
	製 造 販 売 業		-	-	-	-	-	-
化粧品	製 造 業		1	-	-	-	-	-
	製 造 販 売 業		1	-	-	-	-	-
再 生 医 療 等 製 品 販 売 業			2	2	2	-	-	2
医 療 機 器	製 造 業		2	2	1	1	-	-
	製 造 販 売 業		-	-	-	-	-	-
	修 理 業		2	3	3	-	-	1
	販売業 貸与業	高度管理医療機器	52	52	51	1	-	29
		管 理 医 療 機 器	119	125	100	11	14	11
合 計			267	272	234	20	18	78

※医療機器販売業については、医薬品医療機器等法施行令第49条第1項に基づくみなし扱いとなる管理医療機器販売業届出業者は除く

(2) 毒物劇物営業取締状況

		令和4年度	令和5年度				
		施設数	総数	施設数			監視件数
				敦賀市	美浜町	若狭町(三方)	
製 造 業		2	2	1	1	-	-
輸 入 業		2	2	1	1	-	-
販 売 業	一 般	44	43	43	-	-	14
	農 業 用	6	6	4	1	1	-
	特 定	2	2	2	-	-	-
法 22 条 に定める 業 務 上 取 扱 者	熱 処 理	-	-	-	-	-	-
	メ ッ キ	-	-	-	-	-	-
	運 送	1	1	1	-	-	-
	し ろ あ り	-	-	-	-	-	-
特 定 毒 物 使 用 者		2	2	2	-	-	-
特 定 毒 物 研 究 者		-	-	-	-	-	-
合 計		59	58	54	3	1	14

(3) 献血実施状況(単位:人)

年度献血実数	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
管内	2,702	2,375	2,562	2,929	2,827
福井県	30,275	29,112	29,353	28,484	28,033

(4) 令和5年度の主な薬物乱用防止対策活動

活動内容	実施日	参加者	人数
薬物乱用防止キャンペーン活動 場所: きらめきみなと館	R5. 5. 21	薬物乱用防止指導員	11名
福井県薬物乱用防止指導員二州地区協議会会議 場所: 二州健康福祉センター	R5. 5. 15	薬物乱用防止指導員	39名
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 場所: アルプラザ敦賀	R5. 6. 17	薬物乱用防止指導員、敦賀警察署、敦賀税関支署等	23名
薬物乱用防止教室 場所: 管内8か所 (小学校4、中学校2、高等学校1、専門学校1)	通年	受講者数 954名 小学校97、中学校113、高等学校664、専門学校80	4名

Ⅱ 福 祉 課

1. 障がい者福祉

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律が令和4年12月に公布され、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、障がい者総合支援法、精神保健福祉法等が令和5年4月以降順次施行された。

県では、障害者基本法改正、障害者虐待防止法の成立等、近年の障がい者を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、令和5年3月に「第7次福井県障害者福祉計画」を策定し、全ての県民が個性や人格を尊重し支え合いながら安心して暮らし、一人ひとりが輝ける共生社会の実現を目指して、4つの異本目標を掲げ具体の施策を実施している。

(1) 障がい者の状況

当センターでは、身体障害者手帳の交付をはじめ、障害児福祉手当・特別障害者手当の給付等を行い障害者の福祉向上に努めている。

管内における令和6年3月末時点の身体障害者手帳所有者数は4,067人で、その内訳は、肢体不自由者が最も多く、全体の51.8%を占めている。

(2) 福祉のまちづくり

県では平成8年10月に「福井県福祉のまちづくり条例」を制定し、すべての人が住みよいまちづくりを推進している。また、公共施設やショッピングセンターなどの身体障がい者用駐車場の適正利用を進めるため、平成19年10月から「ハートフル専用パーキング（身体障がい者等用駐車場）利用証制度」を実施している。

さらに、平成24年6月から、施設のバリアフリー化を一層促進するため、「福井県バリアフリー表示証制度」を実施している。

2. 児童福祉

県では、これまで平成8年度からの「ふくいっ子エンゼルプランー福井県子育て支援総合計画ー」をはじめとする子育て支援に関する様々な施策を実施してきた。平成13年度には「第二次ふくいっ子エンゼルプラン」を策定。平成17年からは次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく「福井県元気な子ども・子育て応援計画」、平成22年度からは「第二次福井県元気な子ども・子育て応援計画」。そして平成27年度からは「第三次福井県元気な子ども・子育て応援計画」（以下「第三次計画」という。）を策定し、結婚、妊娠、出産、子育て支援のための取り組みを行ってきた。

また、令和2年度からは、「福井県子ども・子育て支援計画」を策定し、結婚、出産を希望する人や、子育てをするすべての人が、ライフステージに応じた十分な支援を受け、希望を叶えることができる社会を目指し、様々な施策を実施している。

当センターにおいても、家庭相談員を配置し、市町や児童相談所等と連携し、管内の児童福祉の推進に努めている。

3. 母子・父子・寡婦福祉

平成30年度からの5年間を計画期間とする「第4次福井県ひとり親家庭自立支援計画」を策定し、子どもの健やかな育ちを支えるとともに、ひとり親家庭等が自立し、安心して暮らすことができる環境づくりを進めることを基本理念として掲げた。

この基本理念のもとに、「子どもの育ちへの支援」、「子育てをしている親への就業・生活支援」、「情報提供・相談体制の充実」の3つの項目を柱として、具体的な施策を推進している。

なお、令和6年度から「児童扶養手当法」の一部改正により所得制限限度額の引き上げ（全部及び一

部支給)、第3子以降の多子加算額の増額を実施することとなった。当センターにおいても母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭・寡婦の生活相談に応じている。

4. 女性福祉

女性福祉については、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」では、「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築した。

新法では、「女性の福祉」、「人権の尊重や養護」、「男女平等」の視点を明確に規定し、従前の「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改称した。

また、当センターは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく『配偶者暴力相談支援センター』として、警察や市町など関係機関と連携を図り、暴力被害者の保護・自立支援を行っている。

5. 生活保護

生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念により、生活保護法に基づき、生活に困窮するすべての国民に対してその困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。

当センターは美浜町・若狭町(旧三方町地区)を管轄している。世帯類型別に見ると、令和6年3月の高齢者世帯は54世帯(74.0%)で、傷病・障がい者世帯は11世帯(15.1%)と、この2つの世帯類型で全体の89.0%を占めている。

令和6年3月の被保護世帯数は73世帯(前年同月比96.1%)、被保護人員は89人(前年同月比95.7%)、保護率は5.79%(0.1%減)である。

医療扶助人員は、令和6年3月で83人、医療扶助率は93.3%と高率となっている。これは、高齢者世帯や傷病者世帯が多く病状が長期化しているためであり、今後もこの傾向は続くものと思われる。

令和5年度の保護開始世帯は7世帯で、高齢、傷病による収入の減少を理由とする開始ケースが最も多く、新型コロナや物価高騰に起因した開始ケースはなかった。また、保護廃止世帯は10世帯であった。

6. 生活困窮者自立支援

平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、生活保護に至る前の段階から生活困窮者の自立を促進するため、当センターは自立相談支援機関として、自立相談支援事業、住居確保給付金、一時生活支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習・生活支援事業(学習教室)を行っている。

令和4年度は、自立相談支援機関での相談を必要とする県社会福祉協議会が行う総合支援資金特例貸付の申請受付が令和4年9月で終了したこともあり、新規相談受付件数は3件であったが、新型コロナや物価高騰の影響は長期化しており、相談支援体制の充実が求められている。

こうした中、令和4年度からは、管内で生活困窮者支援に取り組む関係機関、団体が参加する生活困窮者支援体制検討会議を町ごと開催し、官民が連携した支援の方策等について検討を行っている。

なお、子どもの学習教室は、延べ108人の参加者(中学生、高校生)があったが、住居確保給付金、その他の事業については実績がなかった。

7. 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、知事の推薦により厚生労働大臣から委嘱され、在宅の地域福祉向上のため、

区域の身近な福祉の相談役として、関係機関と連携をとりながら相談、支援、調査等の活動を行っている。また、組織として、各市町に「民生委員・児童委員協議会」が設置され、各民生委員・児童委員活動を支えるための連絡や研修等が行われている。

1. 障がい者福祉

(1) 障がい区分別身体障害者数（身体障害者手帳所有者）

（単位：人）各年度3.31現在

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
視	覚	237	234	228	220	216
聴覚等	聴	387	384	360	351	347
	平	2	3	2	2	3
	小	389	387	362	353	350
音声・言語・そしゃく		50	54	50	47	48
肢体不自由	上	682	667	645	645	613
	下	1,392	1,367	1,306	1,253	1,200
	体	241	247	243	237	228
	脳原性上肢	53	53	51	51	50
	脳原性移動	13	13	16	15	15
	小	2,381	2,347	2,261	2,201	2,106
内部障がい	心	917	905	853	830	812
	腎	228	229	234	234	227
	呼吸器	94	100	88	86	85
	免疫・ぼうこう・直腸・小腸	207	235	221	210	212
	肝	10	11	9	12	11
	小	1,456	1,480	1,405	1,372	1,347
合	計	4,513	4,502	4,306	4,193	4,067

*敦賀市、美浜町、若狭町の旧三方町地区分の合算数

(2) 特別障害者手当受給者数

（単位：人）各年度3.31現在

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
					美浜町	若狭町	合計
特別障害者手当	12	13	11	16	8	8	16
障害児福祉手当	10	9	8	6	2	3	5
経過措置福祉手当	0	0	0	0	0	0	0

*美浜町、若狭町の旧三方町地区分の合算数

(3) 「福祉のまちづくり条例」特定施設の届出・適合状況

（単位：件数）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
届数	新築	6	5	9	7	8
	増改築等	2	3	1	1	2
適合証交付数		3	2	0	0	4

*特定施設とは、官公庁施設、医療施設、社会福祉施設等の公益的施設のうち、福祉のまちづくりのための生活環境の整備を進める上で重要な施設

*適合証とは、障がい者等が安全かつ円滑に利用することができるようにするための基準（整備基準）に適合している公益的施設である旨を証する証票

*敦賀市、美浜町、若狭町の旧三方町地区分の合算数

(4) 身体障がい者等用駐車場の協力協定締結状況および利用証交付数

H19. 10. 1～R6. 3. 31

		管内計	敦賀市	美浜町	若狭町 (旧三方町地区)	
設 数	協 定 施 設	公立公益施設	38	31	2	5
		民間協力施設	49	39	4	6
利用証交付数累計		1,752	1,476	170	106	

*車いす使用者用駐車場を設置している施設管理者に県と協定を結んでいただき、歩行が困難な方を対象に県が交付する利用証を表示していない車両は駐車できない旨の案内表示をする等協力いただいている。

2. 家庭児童相談

(1) 相談種別件数 (延べ件数)

種別 年度	養護相談		保 健 相 談	障がい相 談		非行相談		育成相談				そ の 他	合 計	
	児 童 虐 待	そ の 他		視 聴 覚 障 が い	肢 体 不 自 由 発 達 障 が い	知 能 ・ 言 語	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性 相 談			し つ け
令和元年度	3	56			5				2	13		6	9	94
令和2年度	4	13							1		7	3	12	40
令和3年度	3	5							5	4		3	13	33
令和4年度	4	0		1	6				9		1	1	3	25
令和5年度	0	0	3	0	5	0	0	9	0	0	1	0	18	

(2) 相談年齢別件数 (延べ件数)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
3 歳 児 未 満	15	5	24	14	0
3 歳 以 上 未 就 学 児	8	13	12	3	18
小 学 校 低 学 年	23	7	2	1	0
小 学 校 高 学 年	35	7	0	1	0
中 学 生	10	8	38	6	0
高 校 生 そ の 他	3	0	2	0	0
合 計	94	40	78	25	18

3. 母子・父子・寡婦福祉

(1) 相談受付状況 (件数)

		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年		令和5年	
		件数	回数	件数	回数	件数	回数	件数	回数	件数	回数
生活一般	住 宅										
	医 療										
	家 庭										
	就 職	1	1	1	1	1	1			1	3
	結 婚										
	そ の 他										
児 童	養 育	1	1								
	教 育										
	非 行										
	就 職										
	そ の 他										
生活援護	児 童 扶 養										
	母 子	84	114	55	61	48	63	29	37	44	49
	父 子										
	寡 婦	5	7	5	5	7	9	4	5	7	9
	そ の 他	4	6			1	1				
そ の 他											
合 計		95	129	61	67	57	74	33	42	52	61

*美浜町、若狭町の旧三方町地区分の合算数

4. 女性福祉

(1) 経路別相談受付状況 (件数)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
本 人 自 身	34	39	33	17	21
警 察 関 係	0	1	1	0	4
法 務 関 係	0	1	1	1	1
教 育 関 係	0	0	0	0	0
労 働 関 係	0	0	0	0	0
他 の 婦 人 相 談 所	1	0	0	1	0
他 の 婦 人 相 談 員	15	12	8	6	5
福 祉 事 務 所	0	0	0	0	0
他 の 相 談 機 関	7	10	10	3	3
社 会 福 祉 施 設 等	0	0	0	0	0
医 療 関 係	1	3	1	0	0
縁 故 者 ・ 知 人	4	3	0	1	0
そ の 他	1	0	0	0	0
合 計	63	69	54	29	34

*敦賀市、美浜町、若狭町の旧三方町地区分の合算数

(2) 主訴別相談受付状況 (件数)

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人 間 関 係	夫等	夫 等 の 暴 力	55	62	37	17	28
		離 婚 問 題	1	1	0	0	0
		そ の 他	0	1	0	1	0
	子ども	子どもからの暴力	0	0	0	0	1
		そ の 他	0	1	0	0	2
	親族	親族からの暴力	0	1	5	1	0
		親 族 そ の 他	2	0	6	6	0
	ス ト ー カ ー 被 害		0	0	1	0	0
	交 際 相 手 か ら の 暴 力		1	0	0	3	0
	そ の 他		2	2	1	0	2
住 居 問 題			0	1	0	0	0
経 済 関 係			0	0	3	1	1
医 療 ・ 精 神 的 問 題			2	0	1	0	0
合 計			63	69	54	29	34

*敦賀市、美浜町、若狭町の旧三方町地区分の合算数

5. 生活保護

(1) 生活保護状況

各年度3月現在

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	口 (A)	16,784	16,328	16,599	16,032	15,707
被保護世帯数		83	75	76	76	73
被保護人員	(B)	95	90	88	93	89
保護率	B/A (%)	5.66	5.51	5.30	5.80	5.79
生活扶助人員		77	68	72	74	69
医療扶助人員	総数 (C)	82	91	84	89	83
	入院					
	精神	2	0	1	0	0
	その他	5	12	8	10	8
	計	7	12	9	10	8
入院外		71	79	75	79	75
被保護人員のうち医療扶助人員の占める割合 C/B (%)		95.8	95.6	91.1	95.7	93.3

*人口は各年度10月1日現在福井県推計人口

*美浜町、若狭町の旧三方町地区分の合算数

(2) 世帯類型別保護世帯数

各年度3月現在

		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		世帯	比率	世帯	比率	世帯	比率	世帯	比率	世帯	比率
高	齢	56	67.5	53	69.8	52	69.3	53	69.7	54	74.0
母	子	0	0	0	0	1	1.3	1	1.3	1	1.3
傷病・障がい		21	25.3	15	19.7	14	18.7	15	19.8	11	15.1
その他		6	7.2	8	10.5	8	10.7	7	9.2	7	9.6
合	計	83	100.0	76	100.0	75	100.0	76	100.0	73	100.0

*美浜町、若狭町の旧三方町地区分の合算数

6. 生活困窮者自立支援

(1) 自立相談支援状況

令和5年度

	新規相談受付件数	就労者開始者数	増収者数	生活保護受給
美 浜 町	2	0	0	0
若狭町の旧三方町地区	0	0	0	0
合 計	2	0	0	0

(2) 学習教室参加者数

令和5年度

	小学生		中学生		高校生		合 計	
	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員
美 浜 町	0	0	63	1	32	2	95	3
若狭町の旧三方町地区	0	0	12	1	0	0	13	2
合 計	0	0	75	2	32	2	108	5

7. 民生委員・児童委員

(1) 民生委員・児童委員の活動状況

令和5年度

		敦賀市	美浜町	若狭町の旧三方町地区	合 計	
委 員 数 (R5.3.31現在)	民生委員・児童委員	121	45	30	201	
	主任児童委員	11	3	2	16	
	計	132	48	32	217	
活 動 状 況	相 談 件 数	在 宅 福 祉	183	40	13	236
		介 護 保 険	22	16	3	41
		健 康 ・ 保 健 医 療	41	55	46	142
		子 育 て ・ 母 子 保 健	3	36	0	39
		子 供 の 地 域 生 活	47	18	13	78
		子供の教育・学校生活	32	8	6	46
		生 活 費	21	8	3	32
		年 金 ・ 保 険	2	0	0	2
		仕 事	2	0	0	2
		家 族 関 係	18	9	11	38
		住 居	13	4	11	28
		生 活 環 境	37	24	20	81
		日 常 的 な 支 援	373	179	65	617
		そ の 他	290	95	142	527
	合 計	1,084	492	333	1,909	
	調査・実態把握		1,099	370	1,197	2,669
	行事・事業・会議への参加協力		1,514	672	771	2,957
地域福祉活動・自主活動		3,646	1,231	526	5,403	
民児協運営研修		1,659	703	616	2,878	
証 明 事 務		118	46	12	176	
要保護児童の発見の通告・仲介		21	0	6	27	
合 計		9,041	3,514	3,461	16,016	
活 動 日 数		12,786	3,945	2,645	19,385	
訪 問 回 数		23,303	2,443	2,838	28,584	

III 地域保健課

1. 健康危機管理対策

健康危機とは、毒劇物、食中毒、感染症、および大気その他何らかの原因により、県民の生命と健康の安全を脅かす事態である。

このような健康危機に迅速かつ適切に対応するため、福井県において「福井県健康危機管理対応要領」を平成 17 年 5 月に策定した。さらに、県の要領に基づいて「二州健康福祉センター健康危機管理対応要領」を平成 26 年 4 月に策定した。

これらの要領に基づいて、健康危機管理体制の整備および健康危機管理に従事する人材の育成のための研修や訓練等を行っている。

特に、平成 23 年の東日本大震災以降、災害等における健康福祉センター初動体制を早期に確立することが課題となり、平成 28 年度において災害直後に参集した職員の誰もが当センターの初動対応ができるようにアクションカード（AC）を作成し所定位置に配置した。

当センターの職員を対象に、所内研修会、および、所内訓練を実施している。

また、災害発生時に現地対策本部を設置することとなっているが、当センターは敦賀市洪水避難地区に指定されていることから、大雨時等における当健康福祉センター機能の移転に伴う課題や運用に向けて検討を行っている。

所内研修会および訓練の実施状況

年度	実施月	内容
令和 5 年度	R5. 9 R6. 1	発災時の参集対応とアクションカード（AC）の使用について

2. 感染症対策

伝染病予防法（旧）は、明治 30（1897）年の制定以来 100 年あまりを経過し、この間感染症を取り巻く状況は、医学・医療の進歩、衛生水準の向上による患者大量発生の減少、エボラ出血熱（1976 年発見）、2003 年の重症急性呼吸器症候群（SARS）、2009 年の新型インフルエンザ（豚由来 A/H1N1）等新興感染症の危機および人権意識の向上など、大きく変化した。

こうしたことを踏まえ、「伝染病予防法」、「性病予防法」、「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（いわゆるエイズ予防法）」を廃止し、これらを統合した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という）が平成 11 年 4 月 1 日に施行された。

その後、病原体等の管理体制の早期確立の必要性、感染症をめぐる環境の変化、結核対策における見直しの必要性等を受け、平成 18 年に感染症法がさらに改正され、平成 19 年 4 月から施行となった。（平成 19 年 4 月から結核は 2 類感染症、腸チフス、細菌性赤痢は 3 類感染症となった。）

感染症発生時には、その拡大を防止するため、医療機関との連携のもと、迅速かつ適切に対応し、原因の追求と二次感染防止に努めている。また、今後の発生予防に向けて関係機関への研修会等を実施している。平成 29 年 11 月からは、『二州地域感染症情報ネット』を稼働し、当センターから関係機関に情報発信できる体制を構築している。

また、新型インフルエンザ対策については、平成 25 年 4 月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行され、新たな政府行動計画とガイドラインが策定された。福井県でも平成 25 年 12 月に福井県新型インフルエンザ等対策行動計画が策定され、各健康福祉センター単位で新型インフルエンザ等地域調整会議を開催している。

新型コロナウイルス感染症については、令和 2 年 2 月に感染症法における指定感染症に位置づけられ、その後、令和 3 年 2 月に新型インフルエンザ等感染症（いわゆる 2 類相当）に追加され、発生時の対応

等を行った。当センターでは、新型コロナウイルス感染症対策会議を開催し、管内の関係機関とともに対応体制の整備等に取り組んだ。令和5年5月8日から5類感染症に移行された。

(1) 患者発生届出・集団発生報告状況

感染症法に基づいて、全ての医師が届出を行う感染症と指定医療機関のみが届出を行う感染症がある。届出を受けて、保健所は必要に応じて調査し、感染拡大防止のための対応を実施している。

また、施設等における発生については、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(H17.2.22厚労省通知)の報告基準に基づき、保健所に相談や報告等があった場合、直ちに状況調査を行い感染拡大防止に向けた対応を実施している。

(2) 感染症発生動向調査事業

感染症サーベイランス事業として情報収集と還元システムが構築されている。

管内の定点医療機関数はインフルエンザ/COVID-19 4か所、小児科3か所、婦人科1か所、基幹病院1か所となっている。

(3) 『二州地域感染症情報ネット』の発信

平成29年11月から、自他施設の感染症等の健康危機情報を早期に共有し、必要な対策を適切に講じることができるよう連絡・連携体制を強化するために『二州地域感染症情報ネット』を稼働した。登録された関係機関に必要時情報発信できる体制を構築している。

(4) 感染症予防に関する普及啓発(ライフステージ別感染症教室)

各年代、各施設等に応じた感染症予防研修会や施設巡回指導(施設ラウンド)を実施し、管内医療機関の感染管理認定看護師と共に感染症に関する正しい知識の普及啓発を図っている。令和5年度は、老人福祉・介護関係施設等計7か所の施設ラウンドを実施した。

(5) エイズ対策

毎月第1・第3水曜日に相談窓口を設け、匿名・無料による抗体検査(迅速検査)を実施している。

その他、面接や電話等による相談を実施している。また、6月のHIV検査普及週間と、12月の世界エイズデーにあわせて、平日夜間検査を実施している。

(6) 肝炎対策

① 肝炎相談・検査

毎月第1・第3水曜日にエイズ相談に併せて相談窓口を設け、B型肝炎・C型肝炎ウイルス検査を匿名・無料で実施している。その他随時、面接や電話等による相談を実施している。

② 肝炎治療特別促進事業

B型およびC型肝炎は、抗ウイルス治療により、肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。しかし、抗ウイルス治療は医療費が高額となること、また、長期間に及ぶ治療によって累積の医療費が高額になることから、早期治療の促進のため、抗ウイルス治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変、肝がんの予防および肝炎ウイルスの感染防止を目的に実施している。

③ 重症化予防推進事業

県または市町が実施する肝炎ウイルス検査で発見された陽性者を早期治療につなげ、その後

の受診状況をフォローアップすることでウイルス性肝炎の重症化予防を図ることを目的として、平成 27 年 4 月から陽性者のフォローアップと検査費用の助成を実施している。

④ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

肝がん・重度肝硬変は予後が悪いこと、また、慢性肝炎から重度肝硬変、肝がんへと進行することで長期に渡り療養を要することから、医療費が高額となる。そのため、平成 30 年 12 月より B 型・C 型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の入院医療費を助成する制度が開始された。令和 3 年 4 月には入院医療費に加え、外来医療費も助成の対象となった。

(7) 感染症に関する連携会議の開催

新型インフルエンザ等対策地域調整会議

医療機関や医師会、市町等の関係機関で、地域の実情に応じた検討および対策を行うために地域調整会議を開催している。

二州地域新型インフルエンザ等対策地域調整会議

年度	開催日	内 容	出席数
令和 5 年度	R6. 3. 13	1. 報告事項 (1) 「福井県感染症予防計画」について (2) 「健康危機管理対処計画」について 2. 意見交換	33 名

3. 結核対策

結核は、過去に国民病と言われたが、結核対策や医学の進歩、生活環境の改善により、患者数は減少傾向にある。全国では、年間約 1 万人の患者が新規で登録されている。近年、多剤耐性結核の発生、住所不安定者や外国人などの発病、高齢者における再発などが新たな課題となっている。

(1) 結核患者登録者数

医師からの届出を受け、保健所では結核患者の登録を行う。結核登録患者について、保健師等が患者や家族等に対して訪問や面接を実施し、接触者や感染源等の感染拡大防止に関する情報収集や服薬等の指導を行っている。

(2) 結核患者地域 DOTS（直接服薬確認療法）事業

結核患者の服薬管理を支援することにより治療中断を防止し治療完了に導き、ひいては結核の再発や感染の拡大、薬剤耐性菌の出現を防止する目的で、平成 17 年度から結核患者地域 DOTS 事業を実施している。

平成 24 年 4 月からは全結核患者を対象とし、個別支援計画の作成・決定や患者訪問、服薬支援の実施、医療機関とのカンファレンスの実施等による DOTS 事業を実施している。

(3) 管理検診・接触者健診

結核治療が終了した患者に対しては、治療終了後 2 年間、結核の再発を早期発見するために管理検診を実施している。

また、結核患者と接触した者等に対しては、感染者の早期発見と感染拡大防止のために接触者健診を実施している。

(4) 結核定期健康診断

感染症法に基づき、市町の長、事業者の長、学校長、施設の長が実施義務者となり定期の健康診断を実施している。その健診の実施状況を把握し、受診率向上のための周知を行っている。

(5) 感染症診査協議会

平成 19 年 4 月から福井県感染症診査協議会を県内で 1 か所設置し、感染症患者に関する入院の勧告・措置、入院の延長に関する事項や、就業制限に関する事項、結核患者の医療費公費負担の要否の診査等を調査審議し、人権を尊重した適切な医療が提供できるよう努めている。

4. 精神保健福祉

昭和 25 年に精神衛生法が制定され、昭和 63 年に精神保健法が成立し、平成 7 年には、精神障がい者の社会復帰等のための福祉施策の充実や、より良い精神医療の確保に向けて、精神保健福祉法が制定された。平成 11 年の精神保健福祉法の一部改正では、市町を主体とした在宅福祉施策が法定化され、平成 14 年度からは通院医療費公費負担と精神障害者保健福祉手帳の申請窓口が市町に移譲、平成 18 年 4 月から、精神障がい者に対する通院医療は、障害者自立支援法における自立支援費として位置付けされた。その後、応益負担を原則とする障害者自立支援法を廃止し、平成 25 年 4 月から障害者総合支援法が施行され、障がい福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うこととされた。

(1) 精神障がい者措置状況（精神保健福祉法）

精神保健福祉法第 22 条～26 条に基づく通報に対応し、精神保健指定医の診察が必要かどうかの事前調査をし、必要と判断した場合に精神保健指定医の診察を実施している。2 名の精神保健指定医による診察の結果、措置入院が必要と判断した場合は指定病院への入院措置を実施している。

(2) 精神障がい者の退院後支援の状況

入院をした精神障がい者は、地域生活を送る上で様々な課題やニーズを抱えていることが多く、円滑な社会復帰等の観点からは、そのニーズに応じて退院後に必要な医療、福祉、介護、就労支援等の支援が受けられることが望ましい。平成 30 年 3 月、国は医療等の支援を包括的、継続的かつ確実に受けられるようにすることで、地域でその人らしい生活を安心して送れるようにすることを目的として、「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」を作成した。県においても平成 30 年度から当ガイドラインの運用を開始し、退院後支援を実施している。

退院後支援の状況

年度	措置件数	計画作成件数	支援状況(3月末日)	
			継続	終了
令和 5 年度	5	2	0	4

(3) 心の健康相談実施状況

毎月2回、精神科医、保健師による相談を行っている。

相談日：毎月第2・4月曜日（祝日の場合変更有） 14:00～17:00（予約制）

心の健康相談実施状況

年度	所内	所外	その他	相談合計件数
令和5年度	17	0	0	17

(4) 精神保健福祉相談状況

保健師が電話や面接による相談、家庭訪問を実施している。

(5) 精神保健福祉に関する実績

毎年、精神科医療機関での入院および通院患者数、精神通院医療受給者証所持者数および精神障害者保健福祉手帳交付数等を取りまとめている。（県障がい福祉課）

(6) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

「地域生活中心」という理念のもと、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉、社会参加、住まい等包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築するため、保健、医療、福祉関係者による協議会を開催している。

二州地域精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する協議会開催状況

	開催日	内 容
令和5年度	R5.9.4	1. 報告・協議 (1) 二州管内の地域資源・既存の活動サービスについて (2) 二州地域の目指す姿について 2. 場所：二州健康福祉センター 3. 出席者：医療機関・訪問看護ステーション・相談支援事業所・市町福祉担当課
	R5.11.10	1. 報告・協議 (1) 中間目標について (2) 目指す姿に到達するためのアクションについて 2. 場所：二州健康福祉センター 3. 出席者：医療機関・訪問看護ステーション・相談支援事業所・市町福祉担当課

(7) 自殺予防対策事業

平成 21 年度から、国の地域自殺対策緊急強化基金をうけて、自殺予防対策のさらなる推進を図るため、関係機関や団体等が総合的に取り組む体制を構築し、自殺させない地域づくりを進めることを目指し、協議会の開催および研修会の開催等に取り組んできた。

平成 24 年度からは、総合相談会等を各健康福祉センター単位で開催している。

① 相談会開催状況

	開催日	内 容	参加人数
令和 5 年度	R5.9.9	1. 悩みごと総合相談会 2. 内 容：個別相談（弁護士、精神科医師、公認心理師、ひきこもり支援コーディネーター、相談支援員、女性相談員、依存症相談員等） 3. 場 所：二州健康福祉センター	5 名
	R6.3.9	1. 悩みごと総合相談会 2. 内 容：個別相談（弁護士、精神科医師、公認心理師、ひきこもり支援コーディネーター、相談支援員、女性相談員、依存症相談員等） 3. 場 所：二州健康福祉センター	6 名

② ゲートキーパー研修（薬剤師対象）

開催日	内 容	参加人数
R6.3.8	・「二州管内のオーバードーズ患者の現状について」 ・「オーバードーズのゲートキーパーとしての薬剤師」 講師：福井県立病院精神看護専門看護師 山口 達也氏	22 名

5. 難病対策

(1) 特定医療費支給認定

昭和 47 年から「難病対策要綱」に基づき、難病のうち、診断基準が確立し、かつ難治度、重症度が高く、患者数が比較的少ない疾患を対象に医療費の一部を公費で負担する特定疾患治療研究事業が実施されてきた。平成 21 年 10 月から 11 疾患追加され、56 疾患が医療費助成の対象になった。

平成 27 年 1 月からは「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行により、医療費助成の対象疾病（指定難病）が 110 疾患に、平成 27 年 7 月から 306 疾患となった。その後も対象疾患は拡大されており、平成 29 年 4 月から 330 疾患、平成 30 年 4 月から 331 疾患、令和元年 7 月から 333 疾患、令和 3 年 11 月から 338 疾患、令和 6 年 4 月から 341 疾患となっている。

(2) 難病患者相談事業

難病患者およびその家族に対し、医療や日常生活に係る相談・指導・助言等を行い、難病等に対する不安を解消し精神的負担の軽減を図ることを目的に平成 5 年度から相談事業を実施している。

難病患者相談会開催状況

	開催日	内 容
令和 5 年度	R5. 11. 12	1. 内 容：難病医療講演会・個別相談会 医師による医療講演会および医療相談、就労相談員による就労相談 2. 場 所：敦賀市福祉総合センター あいあいプラザ 3. 講 師：杉本リウマチ内科クリニック 杉本 和則 氏 福井県難病支援センター 清水 純子 氏 4. 参加者：難病患者、家族、関係機関の方 16 名
	R5. 11. 27	1. 内 容：難病医療講演会・個別相談会、交流会 医師による医療講演会および医療相談、パーキンソン病患者・家族の交流会 2. 場 所：敦賀市福祉総合センター あいあいプラザ 3. 講 師：福井大学医学部 地域健康学講座 教授 井川 正道 氏 4. 参加者：難病患者、家族、全国パーキンソン病友の会福井県支部、関係機関の方 34 名

(3) 重症難病患者在宅療養支援事業

在宅療養を行っている重症難病患者の安定した在宅療養生活の確保と患者・家族の生活の質の向上を図るために、平成 19 年度から人工呼吸器を装着し在宅療養を行っている難病患者にレスパイト入院の支援を行い、平成 22 年度から在宅レスパイト（3 時間以上の長時間訪問看護）を支援している。また、平成 24 年度からは気管切開をして在宅療養を行っている者も対象としている。

(4) 人工呼吸器装着者等の災害時支援

人工呼吸器装着など医療ニーズの高い難病患者は、災害時に健康危機状況が発生することが予想される。そのため、在宅の難病患者・家族、支援に関わる者が災害発生時に適切な対応ができるよう、平成 25 年度から平時からの備えを中心とした災害時個別対応マニュアルを作成している。令和 5 年 3 月末現在、管内では在宅における人工呼吸器装着や気管切開施行者の 6 名に対して、個別対応マニュアルの作成支援を行っている。

(5) 難病対策地域協議会（地域ケアシステム会議）

難病患者の入院から在宅療養までの一貫した支援を促進するため、地域におけるケアシステムの構築を図ることを目的に、管内関係機関との検討会議および研修等を開催している。

難病対策地域協議会（地域ケアシステム会議）開催状況

	開催日	内 容
令和5年度	R6. 2. 5	1. 報告 二州健康福祉センター 地域保健課職員 (1) 二州管内難病患者の現状について (2) 難病患者の災害時に関する意識調査結果について (3) 能登半島地震による珠洲市の現状について 2. 意見交換 (1) 能登半島地震発生直後、各所属においてどのような対応をしたのか (2) どのような対応が必要で、そのためにはどのような準備、体制づくりをしておくことが必要か 3. 出席者：医療機関・訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所・相談支援事業所・防災士会・市町（防災・福祉）担当課 4. 参加者：27名

6. 栄養改善

(1) 栄養士の配置

平成9年4月の地域保健法の施行により、地域住民に対する栄養指導は身近な各市町で行うことになり、市町に栄養士が配置された。

(2) 栄養改善事業・健康増進

①健康増進指導事業

市町等における健康づくりおよび栄養・食生活の改善を総合的に指導・支援するため、学校・医療機関・福祉施設・事業所等給食施設および市町の健康づくり・栄養担当者、関係団体リーダー、食品関連事業者等に対して研修を実施している。

令和5年度は「在宅高齢者の低栄養」をテーマに検討し、献立表・チラシを作成した。

実施内容		令和5年度
開催日	内 容	対象者
9月15日	検討会 ・共有事項「高齢者の栄養・食生活の現状」 ・検討事項「在宅高齢者が低栄養・フレイルに陥らない方策の検討」	管内医療機関、居宅介護支援事業所代表、地域包括支援センター、市町高齢福祉主管課および健康づくり主管課
11月30日	検討会 ・共有事項「前回検討会の振り返り」 ・検討事項「在宅高齢者が低栄養・フレイルに陥らない方策の検討」	
12月21日・2月2日	ワーキング部会（献立班） ・在宅高齢者向けの献立表の検討	
12月26日・1月15日	ワーキング部会（チラシ班） ・在宅高齢者に配布するチラシの検討	
3月11日	検討会 ・共有事項「前回検討会の振り返り」「今年度の取組み報告」 ・検討事項「献立表・チラシの活用」	
2月17日	研修会（二州地区ケアマネ連絡会の研修の場を活用） (1) 講義「低栄養予防・栄養アセスメントについて」 講師：市立敦賀病院 谷地田管理栄養士 (2) グループワーク ・チラシ案について検討 ・情報交換	ケアマネジャー、医療機関・市町管理栄養士等

②特定給食施設指導

特定給食施設とは、健康増進法第20条第1項により「特定かつ多数の者に対して、継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令に定めるもの」とされ、健康増進法施行規則第5条により「継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設」と規定されており、給食施設の役割である適切に栄養管理された食事の提供と利用者の健康づくりの推進のため、栄養指導員による巡回指導を実施している。

③食品表示法の保健事項および健康保持増進効果等の表示に係る業務

平成27年4月に食品表示法が施行され、令和2年4月1日以降に製造された全ての一般加工食品および添加物に原則として栄養成分表示が義務付けられた。

また、健康増進法では食品の虚偽誇大表示等が規制されている。当課ではこれらに関する相談窓口を開設している。

④ふくい100彩ごはん

県民みんなが100歳まで健康に活躍できる社会の実現に向けて、健康支援型の外食・中食・配食メニューを「ふくい100彩ごはん」として認証・普及し、自然に健康になれる食環境の拡大を通じて県民の健康増進を図っている。健康福祉センターは、認証取得のための支援を行うとともに、県民へ健康な食生活の啓発として認証メニューの普及を行っている。

(3) 栄養士免許・管理栄養士免許申請

栄養士法に基づき、栄養士および管理栄養士の免許申請事務を行っている。

(4) 食生活改善推進員活動状況

昭和40年度から、県では地区住民の栄養改善意識を啓発するため、「栄養改善推進員」を養成した。昭和48年からは「食生活改善推進員」と改称し、市町村においても養成されることになり、地域の食生活改善を中心として、各地区で健康づくりボランティアとして活躍している。現在、当センターでは、市町における養成・育成に対する支援や推進員の活動支援を行っている。

7. 健康づくり・がん予防推進

(1) 受動喫煙防止対策

令和2年4月に「健康増進法の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、受動喫煙の防止対策を進めている。

また、世界禁煙デー、禁煙週間にあわせ普及啓発を実施している。

(2) がん対策

県民の健康と長寿のためのがん克服への取組みとして、市町のがん検診受診率の向上および効果的がん検診の実施を図ることを目的に実施している。

①働く女性のための休日がん検診推進事業

平成20年度から、ショッピングセンターにおける女性のがん・大腸がん出前検診を開催、平成23年度からは小規模事業所に対して出前がん検診を実施してきた。平成26年度からは平日忙しい女性の受診機会を増やすため、休日レディースがん検診として実施してきたが、平成30年度から、休日レディースがん検診は福井県健康管理協会が県から委託を受け実施している。

②がん検診受診促進のための普及啓発

平成23年度から、がん個別検診機関の医師を「がん検診推進医」として位置づけており、職域や住民等を対象にがん検診に対する普及啓発を図っている。

③がん患者アピアランスサポート事業

平成30年度から、県ではがん患者の就労や社会参加を応援し、療養生活の質がよりよいものになるよう、ウィッグ（かつら）や補正具の購入費用の一部を助成していたが、令和4年度からは申請窓口が市町となり、県は市町への間接助成を行っている。

(3) 二州地域・職域連携推進協議会

平成21年度から、地域における関係機関への情報提供と連絡調整や健診の実施状況および結果等の健康に関する情報の収集、健康意識調査等によるニーズ把握等を行うとともに、地域特性を活かした具体的な連携事業の計画・実施・評価等を行っている。

二州地域・職域連携推進協議会開催状況

	開催日	内 容
令和5年度	R5.7.3	内 容：1. 確認事項 ・二州地域の健康の現状について ・平均値を動かすポピュレーションアプローチ 2. 協議事項 ・全機関と連携した取組みについて ・各機関と連携したい取組みについて ・具体的な取組みについて 場 所：二州健康福祉センター

8. 母子保健

(1) 人工妊娠中絶届出

母体保護法に基づく人工妊娠中絶届出が、管内の3か所の医療機関からあり、受理している。

(2) 新生児マススクリーニング（先天性代謝異常症等検査事業）

早期の検査で、早期の診断・治療につなげることで、病気の発症と進行を予防するために、全ての新生児（生後4～6日）を対象に、フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常、先天性甲状腺機能低下症および先天性副腎過形成症の検査を産科医療機関で実施している。令和6年3月から公費負担分の検査（国指定20疾患）に、2疾患（重症複合免疫不全症・脊髄性筋萎縮症）が実証事業として追加された。

当センターでは、精密検査を要する乳児について受診を勧奨し、保護者からの相談に応じるなどの事後指導を行っている。

(3) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾病にかかり長期にわたって療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付を行っている。（対象年齢：18歳未満 継続の場合20歳到達まで）

(4) 特定不妊治療費助成事業

不妊治療のうち、医療保険が適用されず治療費が高額になる体外受精、または顕微受精の治療を受けた方に、治療費の一部を助成し不妊治療を受ける機会を増やすことを目的として、平成16年4月から特定不妊治療費助成事業を実施している。

また、平成26年度からは男性不妊治療のうち、特定不妊治療と併せて行う精巣内精子採取術についても助成対象としている。令和4年4月からは特定不妊治療が保険適用となり、保険診療、先進医療、国で審議中の技術、保険診療適用回数終了に対しても助成対象となっている。

(5) 育児不安解消サポート事業

育児の不安やストレスが強い保護者に対し、互いに安心して語り合える場を提供することにより、ストレスの軽減・児童虐待の未然防止を図る目的で平成17年7月から原則として毎月第3月曜日に開催し、精神科医、公認心理師、保健師、保育士のスタッフで実施している。

また、美浜町や若狭町の人参加しやすいように、美浜町と若狭町に出向いて事業を実施している。令和5年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、グループ形式ではなく個別相談形式で実施している。（令和5年度から名称を“ママ・パパぼけっと”から“二州っ子 子育て”

て応援「きくで♪」に変更した。）

(6) 気がかりな妊婦、親子を支援するための連携システム

平成 29 年度から、気がかりな妊婦、親子が関係機関から適切に把握され連携されることにより切れ目のない支援を受けることができるように、医療機関と市町が発信する連絡票の管理や支援状況の確認を行っている。

また、関係者による情報共有や連絡会等を開催し、連携上の課題などについて協議している。

(7) 訪問指導・相談

小児慢性特定疾病医療費受給者や障がい児等に訪問指導、相談を実施している。

9. 歯科保健

歯の健康は、生涯にわたり生活の質を確保するための基礎となる重要な要素であるが、福井県の幼稚園から高校生の歯の健康状況は、全国に比べ良くない状況である。早期からのむし歯予防対策を「マイナス1歳からのむし歯予防事業」として、乳幼児の虫歯予防について啓発を行うとともに、4歳児以上の保育園児・幼稚園児等を対象に、フッ化物洗口に加えて歯みがき教室を実施し、幼児期からの生活習慣を改善し、生涯にわたり質の高い生活が可能となるよう支援を行っている。

① フッ化物洗口の実施（県歯科医師会に委託）

② マイナス1歳からの虫歯予防事業（県歯科医師会に委託）

10. 市町支援

(1) 地域保健・福祉・環境関係職員研修事業

多様化する住民ニーズや価値観・ライフスタイルの中で、地域特性に対応した複合的で質の高いサービスを提供できるよう、県および市町の地域保健・福祉・環境関係職員の資質向上を図ることを目的に実施している。

また、各市町や健康福祉センターから選出された委員による企画検討委員会で事業の企画・立案および実績の評価・検証を行っている。

企画検討委員は、嶺南地区の6市町と二州・若狭健康福祉センターの代表者で構成しており、二州・若狭健康福祉センターが事務局を担い嶺南地域として実施している。実施主体は各健康福祉センターであるが、若狭町が二州および若狭の両健康福祉センター管轄となること等の事情から、当事業は嶺南地域で実施している。

①企画検討委員会

年度	開催日	内容	参加人数
令和 5 年度	R5. 6. 20	・ 令和 5 年度事業計画について	14 名
	R6. 3. 4	・ 令和 5 年度事業結果と評価について ・ 令和 6 年度研修事業の実施について	14 名

②研修

	開催日	場所・内容		参加人数
令和 5 年度	R5. 11. 30	テーマ	災害時の備え ～住民の行動変容を促す働きかけについて考える～	計 19 名 県職員 9 名 市町 8 名 その他 2 名
		内 容	(1) 講義 ①「災害時における心理状態と行動変容」 ②「行政と住民間のコミュニケーションギャップ」 (2) グループワーク	
		講 師	敦賀市立看護大学 看護学部看護学科 教授 山崎 加代子 氏	
		場 所	三方青年の家	
	R5. 12. 19	テーマ	現場に活用できるナッジ Part 1	計 26 名 県職員 8 名 市町 18 名
		内 容	(1) 講義 ①「ナッジ」とは ②「事業企画」 (2) グループワーク	
		講 師	株式会社キャンサースキャン 代表取締役社長 福吉 潤 氏	
		場 所	三方青年の家	
	R6. 1. 17	テーマ	現場に活用できるナッジ Part2	計 24 名 県職員 8 名 市町 16 名
		内 容	(1) グループワーク (2) 発表および講師からの助言	
		講 師	株式会社キャンサースキャン 代表取締役社長 福吉 潤 氏	
		場 所	三方青年の家	

(2) 福井県国保ヘルスアップ支援事業

県では、国保被保険者の健康寿命の延伸と医療費適正化を更に推進させるため、県内の市町ごとの健康課題を把握するとともに、市町が実施する保健事業等の支援を目的として国保ヘルスアップ支援事業を実施している。

① 重複多剤服薬多職種連携検討事業

適正な服薬の推進に向けた関係機関の連携体制の整備を進めるため、敦賀市をモデル地区とした多職種連携プログラムの策定に係る検討会に参画している。

1.1. 学生実習

看護学生や管理栄養士養成校等の実習を受け入れている。管内では、敦賀市立看護大学が平成 26 年 4 月に開校となり、平成 29 年度から公衆衛生看護学の実習を受け入れている。令和元年度からは、大阪府にある学校法人西大和学園大和大学の実習生を受け入れている。

また、仁愛大学等、管理栄養士養成校の公衆栄養学臨地実習も受け入れている。

学生等実習受入れ状況

年度	区分	病院・学校名区分	人数	備考
令和5年度	保健師学生	敦賀市立看護大学	8人	公衆衛生看護学実習Ⅱ
		大和大学(大阪府)	5人	
	管理栄養士学生	仁愛大学	2人	公衆栄養臨地実習

1 2. 医療政策、在宅介護連携推進

(1) 二州地域医療連携体制協議会および嶺南地域医療構想調整会議

県では、昭和63年に「福井県保健医療計画」を策定し、平成5年以降、5年ごとに見直している。

平成29年度は、第6次福井県医療計画（2013～2017年度）に基づき、在宅医療体制の整備等の検討を行い、平成30年3月に第7次福井県医療計画（2018～2023年度：介護保険事業計画と改定時期を合わせるため6年間に変更した）を策定した。平成29年度から、嶺南地域医療構想調整会議と合同で実施している。

(2) 在宅医療・在宅介護の連携推進

福井県では、要介護・要支援状態の患者が自宅等へ退院するための準備をする際に、医療機関からケアマネジャーに着実に引き継ぐための情報共有のツールとして、平成28年4月に「福井県退院支援ルール」を作成した。平成31年4月には、入院時からの連携も必要として「福井県入退院支援ルール」に改定し活用を進めている。当センターでは、管内市町ごとの協議会等への参画を通し、在宅医療・在宅介護の連携の推進を図っている。

1 3. 保健衛生統計、人口動態

管内データは敦賀市、美浜町、若狭町（旧上中町を含む）の合算数である。

1. 感染症対策

(1) 患者発生届出・集団発生報告状況

① 患者発生届出状況

患者発生届出疾患		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
		管内	県内	管内	県内	管内	県内	管内	県内	管内	県内
2 類	結核 (LTBI を除く)	3	69	4	63	5	51	9	42	4	42
3 類	腸管出血性大腸菌感染症	12	31	0	20	0	8	0	12	4	19
	腸チフス	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
4 類	デング熱	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	E 型肝炎	0	5	0	3	1	2	0	3	0	1
	A 型肝炎	2	2	0	0	0	0	0	0	0	1
	レジオネラ症	2	13	2	25	1	14	0	12	3	22
	つつが虫病	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1
	日本紅斑熱	0	0	1	1	0	2	0	1	2	6
	重症熱性血小板減少症候群 (SFTS)	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
	オウム病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	エキノコックス症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 類	アメーバ赤痢	1	3	0	1	0	1	0	2	0	1
	後天性免疫不全症候群	0	0	2	2	0	1	1	2	0	0
	梅毒	1	14	1	12	2	27	3	63	7	54
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	6	0	4	0	2	0	4	0	5
	クロイツフェルト・ヤコブ病	0	2	0	1	0	1	0	1	0	2
	破傷風	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0
	風しん	12	15	0	0	0	0	0	0	0	0
	急性脳炎	0	8	0	3	0	2	0	0	0	4
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	2	0	1	0	0	0	2	0	3
	侵襲性肺炎球菌感染症	1	27	1	15	2	9	1	13	1	15
	カルバペネム耐性腸内細菌感染症	0	11	0	15	0	2	0	8	2	8
	水痘 (入院例に限る)	0	6	0	7	1	3	1	1	0	2
	播種性クリプトコックス症	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0
	侵襲性髄膜炎菌感染症	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウイルス性肝炎	1	3	0	2	0	1	0	2	0	3
	急性弛緩性麻痺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ジアルジア症	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
	百日咳	47	131	1	6	0	0	0	0	0	7
-	新型コロナウイルス感染症	0	21	40	334	380	2,763	10,769	178,785		30,862

※平成 15 年の感染症法改正により、1 類から 4 類まではすべてを報告、5 類は全数把握と定点把握に区分された。

※麻しん、風しんは、平成 20 年 1 月 1 日、百日咳は平成 30 年 1 月 1 日より定点報告から全数報告になっている。

※新型コロナウイルス感染症は、令和 2 年 1 月 28 日に「指定感染症」に指定され、令和 3 年 2 月 13 日から「新型インフルエンザ等感染症」として位置づけられていた。令和 4 年 9 月 14 日から福井県独自の発生届限定化、令和 4 年 9 月 26 日からは全国で発生届限定化を行い、65 歳以上・入院が必要・重症化リスクがあり治療薬または酸素投与が必要・妊婦のいずれかに該当する者が発生届の対象とされた。令和 5 年 5 月 8 日からは 5 類感染症に移行され、定点報告になっている。

る。

② 集団発生報告状況

施設名	疾患等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者施設 障がい者施設	インフルエンザ	3	0	0	0	1
	RS ウイルス	0	0	0	0	0
	感染性胃腸炎	2	0	0	0	1
	新型コロナウイルス※3					17
児童福祉施設 (保育施設等)	インフルエンザ	7	1	0	16	14
	RS ウイルス	2	0	7	0	0
	感染性胃腸炎	7	1	1	5	3
	新型コロナウイルス※3					1
	その他※2	6	0	0	0	0
その他 (学校※1、医療 機関等)	インフルエンザ	0	0	0	0	0
	RS ウイルス	0	0	0	0	1
	感染性胃腸炎	1	0	2	0	0
	新型コロナウイルス※3					5
	その他※2	0	0	0	0	0
合計		28	2	10	21	43

※1：インフルエンザ様疾患発生報告（学校欠席者数）は除く

※2：ヒトメタニューモ、手足口病等

※3：新型コロナウイルス感染症は、5類感染症移行後からの報告数

(2) 感染症発生動向調査事業

情報提供疾患		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
		管内	県内	管内	県内	管内	県内	管内	県内	管内	県内
週 報	インフルエンザ	2,080	12,822	1,046	4,976	0	0	11	33	2,298	16,787
	RSウイルス	146	1,241	13	104	265	2,805	63	1,065	178	1,513
	咽頭結膜熱	117	1,048	41	451	31	424	27	269	55	2,359
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	655	3,090	256	1,572	103	733	50	481	146	2,060
	感染性胃腸炎	1,932	7,599	881	3,823	1,076	5,162	1,603	7,007	1,936	6,617
	水痘	82	435	11	151	19	135	13	64	27	165
	手足口病	528	4,396	9	76	61	173	191	1,659	72	1,692
	伝染性紅斑	49	931	29	381	1	7	1	37	9	21
	突発性発しん	76	484	55	412	70	468	48	358	42	304
	ヘルパンギーナ	225	786	6	137	13	332	16	209	236	1,136
	流行性耳下腺炎	9	94	4	40	2	32	2	27	7	53
	急性出血性結膜炎		1		4		0		0		0
	流行性角結膜炎		114		15		11		13		20
	細菌性髄膜炎(真菌性を含む)	2	14	0	9	5	21	1	4	1	11
	無菌性髄膜炎	7	13	3	7	3	3	2	2	2	15
	マイコプラズマ肺炎	14	29	5	19	0	5	6	0	4	40
	クラミジア肺炎(オウム病除く)	6	6	6	3	0	0	0	0	0	0
	性器クラミジア感染症	2	36	4	40	9	34	12	41	20	47
	性器ヘルペスウイルス感染症	2	70	4	68	3	64	0	63	1	59
	尖形コンジローマ	0	19	4	13	0	13	1	22	2	22
	淋菌感染症	0	9	0	14	2	16	3	24	6	14
	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	18	210	11	162	5	93	11	159	4	167
	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	18	98	11	52	14	37	11	35	6	29
	薬剤耐性緑膿菌感染	0	0	2	2	0	0	0	0	0	1

(定点当たり累積報告数)

(3) エイズ予防対策

エイズ相談・検査件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	52	33	33	39	58
検査件数	43	21	20	20	19

(4) 肝炎予防対策

① 肝炎相談・検査件数

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	B型肝炎	C型肝炎	B型肝炎	C型肝炎	B型肝炎	C型肝炎	B型肝炎	C型肝炎	B型肝炎	C型肝炎
相談件数	86	49	62	35	47	28	24	22	76	25
検査件数	30	30	18	18	17	12	18	18	7	7

② 肝炎治療特別促進事業受給申請者数（新規・継続）

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	B型肝炎	C型肝炎	B型肝炎	C型肝炎	B型肝炎	C型肝炎	B型肝炎	C型肝炎	B型肝炎	C型肝炎
敦賀市	44	11	30	8	21	9	38	8	38	5
美浜町	7	3	3	0	13	0	11	0	13	1
若狭町	2	1	1	3	1	0	2	1	2	0
管 内	53	15	34	11	35	9	51	9	53	6

2. 結核対策

(1) 結核患者登録者数

① 新登録結核患者数

				令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
活動性結核	総 数			3 (69)	4 (63)	5 (51)	9 (42)	4 (42)
	肺結核活動性	総 数		1	4	5	8	3
		喀痰塗抹陽性	総 数	1	1	2	6	1
			初 回 治 療	1	1	2	6	1
			再 治 療	0	0	0	0	0
		その他の結核菌陽性		0	3	2	1	0
		菌 陰 性 ・ そ の 他		0	0	1	1	2
	肺 外 結 核 活 動 性			2	0	0	1	1
	(別掲) 潜在性結核感染症			1	0	2	4	3

※総数の括弧内は県の患者数

② 年齢別新登録活動性結核患者数（登録時年齢）

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年齢階級別	0 歳 ～ 19 歳	0	0	0	0	1
	20 歳 ～ 29 歳	0	0	0	0	0
	30 歳 ～ 39 歳	0	0	0	0	1
	40 歳 ～ 49 歳	0	0	0	0	0
	50 歳 ～ 59 歳	1	0	0	0	0
	60 歳 ～ 69 歳	1	1	1	1	0
	70 歳 ～	1	3	4	8	2

③ 結核患者の年末現在登録者数

				令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
登 録 者 総 数				18	9	5	7	5
活 動 性 肺 結 核	総 数			1	0	3	6	1
	肺 結 核 活 動 性	総 数		1	0	3	6	1
		登録時 喀痰 塗抹陽性	総 数	1	0	0	6	1
			初回治療	1	0	0	5	1
			再 治 療	0	0	0	1	0
		登録時 その他の結核菌陽性		0	0	2	0	0
	登録時 菌陰性・その他		0	0	1	0	0	
	肺外結核活動性			2	0	0	1	0
	不 活 動 性 結 核			15	9	2	0	3
活 動 性 不 明			0	0	0	0	0	
(別掲)		治 療 中	1	0	0	3	0	
潜在性結核感染症		観 察 中	0	0	1	0	1	

(2) 結核患者地域 DOTS (直接服薬確認療法) 実施状況

① 新登録結核患者地域 DOTS 開始時の服薬支援頻度

服薬支援頻度	令和元年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
原則毎日服薬確認	0	0	1	0	1
週1回程度の訪問・電話連絡	2	0	0	1	2
月1回程度の訪問・電話連絡	0	2	3	3	1
計	2	2	4	4	4

※新登録結核患者の内、地域 DOTS 開始前に死亡した者、経過観察となった者を除く

② 訪問指導・相談状況 (結核患者・家族に対する健康相談および訪問指導)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談	電話	32	27	41	87	43
	来所	3	6	4	14	26
訪問指導	実人員	8	4	4	5	10
	延人員	45	45	46	46	53

(3) 管理検診・接触者健診

① 管理検診実施数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施数	15	17	8	7	9
(再掲) 医療機関委託数	15	15	8	7	9

②接触者健診実施数

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総 数	180	37	24	49	65
	ツベルクリン反応検査	0	4	0	0	0
	直接撮影者数	4	1	0	5	7
	喀痰検査数	0	0	0	0	0
	I G R A 検査数	176	32	24	47	62
被 発 見 者 数	結核患者	2	0	0	0	0
	潜在性結核感染症	0	0	0	1	1
	結核発病のおそれがあると診断された者	0	0	0	2	0

(4) 結核定期健康診断

① 市町実施状況 ※敦賀市、美浜町のみ。若狭町（三方地区）を除く。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
間 接 ・ 直 接 撮 影	対 象 者 数	22,758	22,933	22,283	23,046	22,990
	受 診 者 数	4,322	2,273	3,660	3,890	3,975
	受 診 率	19.0	9.9	16.4	16.9	17.0
被 発 見 者 数	結核患者	0	0	0	0	0
	潜在性結核感染症	0	0	0	0	0
	結核発病のおそれがあると診断された者	0	0	0	0	0

② 市町以外実施状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受 診 者 数	事 業 所	3,762	3,827	3,849	3,828	3,861
	学 校 長	821	842	774	775	925
	施 設 の 長	476	488	540	499	465
	計	5,059	5,157	5,163	5,102	5,251
被 発 見 者 数	結核患者	0	0	0	0	0
	潜在性結核感染症	0	0	0	0	0
	結核発病のおそれがあると診断された者	0	0	0	0	0

※敦賀市、美浜町、若狭町（三方地区）の対象機関

(5) 感染症診査協議会

① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条（命令入所患者）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
諮問件数	4	0	1	12	11

※新型コロナウイルス感染症患者を除く

② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2（一般患者）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
諮問件数	7	2	10	19	11

3. 精神保健福祉

(1) 精神障がい者措置状況（精神保健福祉法）

	根拠条文	通報者	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請・通報・届出	法第22条	一般	0	1	0	0	1
	法第23条	警察官	16	10	15	9	11
	法第24条	検察官	1	3	1	3	2
	法第25条	保護観察所	0	0	0	0	0
	法第26条	矯正施設	4	1	3	2	3
	法第26条(2)	精神科病院	0	0	0	0	0
	計		21	15	19	14	17
鑑定不要			11	7	11	11	8
要措置			5	3	6	2	6
措置不要			5	5	2	1	3

(2) 精神保健福祉相談状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
面接相談の内訳	実人員	27	25	39	40	56
	社会復帰	1	0	0	2	51
	老人・精神保健	3	0	0	18	6
	アルコール	1	0	4	11	23
	思春期	0	0	2	0	0
	心の健康づくり	4	11	10	67	50
	その他	33	47	55	2	44
	合計	42	58	71	100	174
訪問指導の内訳	実人員	17	5	7	10	13
	社会復帰	0	0	2	0	49
	老人・精神保健	1	0	0	9	4
	アルコール	0	3	0	12	13
	思春期	0	0	0	0	0
	心の健康づくり	2	0	0	9	8
	その他	44	10	8	0	25
	合計	47	13	10	30	99
電話相談延人員		427	388	393	275	693

(3) 精神保健福祉に関する実績

① 入院患者数

毎年度3月末時点の入院患者数

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
管内	233	234	240	171	246
二次医療圏別	福井	777	727	696	657
	奥越	140	147	155	153
	丹南	475	466	442	432
	嶺南	435	426	421	338
	合計	1,827	1,766	1,714	1,580
			1,714	1,580	1,634

② 通院患者数

毎年度3月1か月間の実人数

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
管 内	2,919	2,687	2,864	2,375	3,843
二次医療圏別	福井	16,273	16,495	16,662	17,320
	奥越	3,746	4,866	3,903	3,994
	丹南	7,691	7,844	7,447	7,909
	嶺南	4,388	4,019	4,332	3,803
	合計	32,098	33,224	32,344	33,026
					36,145

③ 管内精神障がい者の入院患者数

毎年度3月末の入院患者数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
措置入院	0	0	0	0	1
医療保護入院	132	129	139	105	153
任意入院	101	105	101	66	92
その他	0	0	0	0	0
合 計	233	234	240	171	246

④ 精神通院医療受給者証交付数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交 付 数	1,132	745	1,202	1,233	1,275

⑤ 精神障害者保健福祉手帳交付状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 級	33	37	42	40	40
2 級	490	485	542	579	609
3 級	121	134	131	132	148
合 計	644	656	715	751	797

4. 難病対策

(1) 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数（実人数）

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人 数	710	742	707	695	712

疾患別所持者数

令和6年3月31日現在

対象疾患	人数	対象疾患	人数
球脊髄性筋萎縮症	1	黄色靱帯骨化症	8
筋萎縮性側索硬化症	6	後縦靱帯骨化症	30
脊髄性筋萎縮症	2	広範脊柱管狭窄症	8
原発性側索硬化症	1	特発性大腿骨頭壊死症	17
進行性核状性麻痺	8	下垂性 ADH 分泌異常症	3
パーキンソン病	111	下垂性 PRL 分泌異常症	1
大脳皮質基底核変性症	4	下垂性成長ホルモン分泌亢進症	6
神経有棘赤血球症	1	下垂性前葉機能低下症	2
重症筋無力症	12	サルコイドーシス	7
多発性硬化症/視神経脊髄炎	16	特発性間質性肺炎	14
慢性炎症性脱髄性多発性神経炎/多巣性運動ニューロパチー	5	肺動脈性肺高血圧症	6
多系統萎縮症	6	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	2
脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）	19	網膜色素変性症	7
もやもや病	10	原発性胆汁性胆管炎	7
全身性アミロイドーシス	3	自己免疫性肝炎	2
神経線維腫症	1	クローン病	26
天疱瘡	3	潰瘍性大腸炎	93
スティーヴンス・ジョンソン症候群	1	クリオピリン関連周期熱症候群	1
高安動脈炎	2	筋ジストロフィー	5
結節性多発動脈炎	2	痙攣重積型（二相性）急性脳症	1
顕微鏡的多発血管炎	4	結節性硬化症	1
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	3	類天疱瘡（後天性表皮水泡症を含む）	2
悪性関節リウマチ	5	特発性後天性全身性無汗症	2
バージャー病	3	ウィルソン病	1
全身性エリテマトーデス	41	単心室症	1
皮膚筋炎/多発性筋炎	10	急速進行性糸球体腎炎	7
全身性強皮症	32	一次性ネフローゼ症候群	11
混合性結合組織病	4	肺胞低換気症候群	1
シェーグレン症候群	11	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	1
成人スチル病	5	強直性脊椎炎	3
再発性多発軟骨炎	1	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	1
ベーチェット病	13	I g G 4 関連疾患	7
特発性拡張型心筋症	15	好酸球性副鼻腔炎	11
肥大型心筋症	2	遺伝性自己炎症疾患	1
再生不良性貧血	3	大理石骨症	1
特発性血小板減少性紫斑病	10	突発性血栓症	1
IgA 腎症	9	特発性多中心性キャスルマン病	2
多発血管炎性肉芽腫	1	ファロー四徴症	1
多発性嚢胞腎	1	特発性門脈圧亢進症	1
マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群	1	紫斑病性腎炎	1
合計		712	

(2) 難病患者相談事業

① 在宅難病患者家庭訪問指導事業および面接状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総数（延人数）		2,694	2,198	2,303	2,301	2,865
相 談	実人数	705	732	727	719	712
	延人数	1,302	1,208	1,171	1,166	1,529
訪問指導	実人数	13	10	14	9	12
	延人数	62	44	27	51	81
電話相談	延人数	1,330	946	1,105	1,084	1,255

(ア) 重症難病患者在宅療養支援事業利用状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数		8名	7名	5名	6名	4名
登録者数		8名	7名	5名	6名	4名
長時間 訪問看護	利用者（実人数）	5名	3名	3名	1名	0名
	利用時間（合計）	180時間	111.5時間	47.5時間	5時間	0時間
一時入院	利用者（実人数）	0名	1名	0名	0名	0名
	利用日数（合計）	0日間	5日間	0日間	0日間	0日間

5. 栄養改善

(1) 行政栄養士配置状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配 置 数	敦賀市	7	調査なし	7	7	6
	美浜町	3(1)		3(1)	2	2
	若狭町	3		3	3	2

※数値は管理栄養士数・栄養士の合計数、栄養士は（ ）内数として記載

(2) 栄養改善事業

①健康増進指導事業実施状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数	3	5	5	1	3
人数	57	117	104	7	52

※令和2、3年度は管内全施設に動画配信の案内と資料提供を実施。

② 特定給食施設指導

(ア) 給食施設栄養士配置状況

令和5年度

施設	栄養士数	管理栄養士のみの施設		栄養士・管理栄養士 どちらもいる施設			栄養士のみの施設		無配置施設
		施設数	管理栄養士	施設数	管理栄養士	栄養士	施設数	栄養士	
特定給食施設	学校	3	3				4	5	15
	病院			6	19	10			
	介護老人保健施設	1	1	3	7	4			
	老人福祉施設	4	6	1	1	1	1	1	1
	児童福祉施設	2	2				7	8	4
	社会福祉施設								
	事業所						1	2	2
	寄宿舎						1	1	
	合計	10	11	10	27	15	14	17	22
その他の給食施設	学校								6
	病院								
	介護老人保健施設	1	1						
	老人福祉施設	4	4				2	2	8
	児童福祉施設	1	1				2	3	15
	社会福祉施設	1	1				1	1	2
	事業所								
	寄宿舎								1
	その他						1	1	4
	合計	7	7				6	7	36

※委託を含む

(イ) 特定給食施設届出状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開始届	0	0	1	0	0
休止（廃止）届	0	2	1	0	0
届出事項変更届	15	7	10	7	6

(ウ) 特定給食施設指導状況

施設規模	方法と回数		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定給食施設	個別	回数	42	39	38	51	43
		回数	3	5 (リモート)	5 (リモート)	5	5
	集団	人数	15	57	55	5	5
その他給食施設	個別	回数	24	29	29	24	17
		回数	(3)	5 (リモート)	5 (リモート)	—	—
	集団	人数	11	57	49	—	—

※ () は特定・その他給食施設合同で実施

食品表示法（保健事項）および健康保持増進効果等の表示に係る相談・指導等の状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数		80	64	38	11	10
指導件数		—	5	—	1	1
普及啓発（延人数）	事業者向け	1,028	—	—	—	—
	消費者向け	428	—	—	—	—

④ ふくい100彩ごはん認証メニュー提供店舗数

	市町	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
飲食店	敦賀市	7	7	12	6	6
	美浜町	5	11	11	6	6
	若狭町	1	3	3	2	4
惣菜店	敦賀市	12	12	8	9	10
	美浜町	—	—	—	—	—
	若狭町	1	1	1	—	—
配食	敦賀市	2	2	3	8	8
	美浜町	—	—	—	9	7
	若狭町	1	1	1	2	2

※令和4年度から、認証メニューについて店内飲食と配食を行っている店舗は「飲食店」と「配食」、それぞれに計上

(3) 栄養士免許・管理栄養士免許申請状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
栄養士	新規	2	2	3	6	1
	免許訂正・再交付	6	4	6	2	3
	再交付	—	2	—	—	1
管理栄養士	新規	4	13	5	4	2
	免許訂正・再交付	4	1	4	2	3
	再交付	1	2	—	—	1

(4) 食生活改善推進員活動状況(二州支部)

① 食生活改善推進員数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
推進員数	57	58	54	54	47

② 食生活改善推進員活動状況

令和5年度分

事業名	回数	内 容	参加人数
生涯骨太クッキング	1回	家庭で牛乳・乳製品を効果的に利用し、カルシウム摂取量を高めることを目的に普及講習会を実施。	19
おやこの食育教室	1回	学童期以前から食育の理念を広め、しつけや食育の「五つの力」を身につけることを目的に実施。	17
ふくい100彩ごはん大豆メニュー普及啓発事業	2回	不足しやすい栄養素をバランスよく含む食材の一つである大豆・大豆製品の活用について、啓発活動を実施。	230
事業所サポート事業	5か所	事業所訪問を通じて社員に家庭でのバランスの良い食事を普及	90
全世代に広げよう健康寿命延伸プロジェクト	若者世代 1回	高校生または大学生を対象に朝食欠食の解消と食事バランスの必要性を伝える。	16
	高齢世代 2回	高齢者の低栄養予防や閉じこもりによる孤立化を防ぐために、第1の居場所である「家庭」、第2の居場所の「職場」に次ぐ第3の居場所「シニアカフェ」をオープンさせ小さなコミュニティ単位でお茶会などを通して閉じこもり予防を進める。	53

6. 母子保健

(1) 人工妊娠中絶届出状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総	数	100	91	79	65	77
内 訳	20歳未満	人数	6	4	3	7
		%	6.0	4.4	3.8	9.0
	20～29歳未満	人数	32	38	30	29
		%	32.0	41.7	38.0	37.7
	30～39歳未満	人数	51	34	34	35
		%	51.0	37.4	43.0	45.4
	40歳以上	人数	11	15	12	6
		%	11.0	16.5	15.2	7.8
	未記入	人数	0	0	0	0
		%	0	0	0	0

(2) 先天性代謝異常症等検査事業実施状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要精密検査者数	2	2	6	1	0
患者数	0	0	0	0	0

(3) 小児慢性特定疾病医療費助成制度認定数

各年度末受給者数

		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		数	新規	数	新規	数	新規	数	新規	数	新規
総	数	74	6	77	5	68	10	66	6	60	7
内 訳	悪性新生物	9	0	8	0	6	1	5	1	4	0
	慢性腎疾患	6	0	6	0	4	1	3	0	4	1
	慢性呼吸器	4	0	3	0	3	1	3	0	3	0
	慢性心疾患	10	0	11	0	10	1	10	0	8	1
	内分泌疾患	14	1	15	0	15	1	14	1	11	1
	膠原病	4	2	6	1	6	2	5	0	3	0
	糖尿病	4	0	4	0	1	0	3	2	2	0
	先天性代謝異常	3	2	4	1	2	0	3	1	3	0
	免疫疾患	3	0	3	0	1	0	1	0	1	0
	神経・筋疾患	5	1	5	1	9	2	8	0	11	3
	慢性消化器疾患	10	0	9	0	8	1	7	0	6	1
	骨系統疾患	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	脈管系疾患	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	0	0	1	1	2	0	3	1	3	0

新規は再掲

(4) 特定不妊治療費助成事業利用件数

回 数	令和元年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1回目	56	24	36	44	65
2回目	27	24	15	11	32
3回目	21	52	20	5	10
4回目					2
5回目					1
合計	104	100	71	60	110

(5) 育児不安解消サポート事業（二州っ子 子育て応援「きくで♪」）開催状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保護者	実人数	33	11	8	7	10
	延人数	39	14	17	9	15
子ども	実人数	37	11	7	7	6
	延人数	43	14	12	7	7

(6) 訪問指導・相談件数

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問指導	未熟児	実人数	0	0	0	0	0
		延人数	0	0	0	0	0
	乳幼児	実人数	4	3	3	1	2
		延人数	10	5	3	1	3
	産 婦	実人数	0	0	0	0	0
		延人数	0	0	0	0	0
	その他	実人数	0	0	0	0	0
		延人数	0	0	0	0	0
電 話 相 談			20	20	26	21	76

7. 保健衛生統計、人口動態（管内データは、若狭町（旧上中地区を含む）の数値を含む）

（1）人口動態

①人口動態総覧

（令和4年10月1日現在）

		全国	福井県	二州管内	敦賀市	美浜町	若狭町
出生	人 数	770,759	4,861	544	405	71	68
	人口千人対	6.3	6.6	6.4	6.5	8.1	5.1
死亡	人 数	1,569,050	10,519	1,317	927	151	239
	人口千人対	12.9	14.3	15.6	14.9	17.1	18.0
自然増加	人 数	-798,291	-5,658	-773	-522	-80	-171
	人口千人対	-6.5	-7.7	-9.1	-8.4	-9.1	-12.9
乳児死亡	人 数	1,356	9	2	1	0	1
	出生千人対	1.8	1.9	3.7	2.5	0	14.7
新生児死亡	人 数	609	6	2	1	0	1
	出生千人対	0.8	1.2	3.7	2.5	0	14.7
周産期死亡	人 数	2,527	14	2	2	0	0
	出産千人対（注1）	3.3	2.9	3.7	4.9	0	0
死産	人 数	15,179	90	12	8	3	1
	出産千人対（注2）	19.3	18.2	21.6	19.4	40.5	14.5
	自 然	7,391	38	4	4	0	0
	人 工	7,788	52	8	4	3	1
結婚	人 数	504,930	2,815	337	256	40	41
	人口千人対	4.1	3.8	4.0	4.1	4.5	3.1
離婚	人 数	179,099	850	109	86	10	13
	人口千人対	1.47	1.15	1.3	1.4	1.1	1.0

※率算出に用いた人口：国「総務省統計局 令和4年10月1日現在推計人口（日本人人口）」

市町、県「県政策統計課 福井県の推計人口（令和4年10月1日現在）」

出生・死亡・自然増加・結婚・離婚は人口千人に対する割合

乳児死亡・新生児死亡は出生数の人口千人に対する割合

周産期死亡は周産期死亡（妊娠満22週以後の死産＋早期新生児死亡）の出産人口（出生＋妊娠満22週以後の死産）千人に対する割合

死産は死産数の出産人口（出生数＋死産数）千人に対する割合

（注1）出生に妊娠満22週以後の死産を加えたものである。

（注2）出生に死産を加えたものである。

②主要死因別死亡数・死亡率（人口10万対）

（令和4年10月1日現在）

	全国		福井県		二州管内		敦賀市		美浜町		若狭町	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
悪性新生物	385,787	316.1	2,435	326.2	290	339.2	204	324.1	35	391.8	51	374.1
心疾患※	232,879	190.8	1,676	224.5	180	210.5	139	220.8	11	123.2	30	220.1
老 衰	179,524	147.1	1,251	167.6	253	295.9	194	308.2	22	246.3	37	271.4
脳血管疾患	107,473	88.1	706	94.6	75	87.7	45	71.5	15	167.9	15	110.0
肺 炎	74,002	60.6	550	73.7	57	66.7	34	54.0	4	44.8	19	139.4
誤嚥性肺炎	56,068	45.9	457	61.2	57	66.7	36	57.2	6	67.2	15	110.0
不慮の事故	43,357	35.5	341	45.7	40	46.8	28	44.5	7	78.4	5	36.7
腎 不 全	30,740	25.2	209	28.0	19	22.2	16	25.4	3	33.6	0	0.0
アルツハイマー病	24,860	20.4	190	25.5	12	14.0	7	11.1	3	33.6	2	14.7
血管性等の認知症	24,360	20.0	208	27.9	20	23.4	17	27.0	2	22.4	1	7.3

※「心疾患」は「心疾患（高血圧性を除く）」、「血管性等の認知症」は「血管性及び詳細不明の認知症」である。

④ - 1年齢別人口（福井県、二州管内計）

（令和4年10月1日現在）

	福井県			二州管内		
	計	男	女	計	男	女
0歳～4歳	26,479	13,579	12,900	2,877	1,454	1,423
5歳～9歳	30,627	15,767	14,860	3,453	1,785	1,668
10歳～14歳	34,280	17,587	16,693	3,891	1,941	1,950
15歳～19歳	36,354	18,829	17,525	4,086	2,113	1,973
20歳～24歳	29,599	15,910	13,689	2,681	1,423	1,258
25歳～29歳	32,327	17,061	15,266	3,467	1,939	1,528
30歳～34歳	34,937	18,134	16,803	3,811	2,033	1,778
35歳～39歳	40,094	20,442	19,652	4,472	2,317	2,155
40歳～44歳	44,499	22,812	21,687	5,013	2,616	2,397
45歳～49歳	53,666	27,411	26,255	6,103	3,110	2,993
50歳～54歳	52,120	26,322	25,798	5,919	3,048	2,871
55歳～59歳	46,983	23,205	23,778	5,493	2,826	2,667
60歳～64歳	47,654	23,374	24,280	5,603	2,830	2,773
65歳～69歳	48,651	23,751	24,900	5,896	2,981	2,915
70歳～74歳	61,228	29,286	31,942	7,050	3,394	3,656
75歳～79歳	41,856	19,118	22,738	4,786	2,145	2,641
80歳～84歳	34,555	14,483	20,072	3,870	1,606	2,264
85歳～89歳	26,626	9,446	17,180	3,006	1,049	1,957
90歳～	19,790	5,065	14,725	2,285	577	1,708
年齢不詳	10,651	6,350	4,301	1,575	925	650
計	752,976	367,932	385,044	85,337	42,112	43,225

※外国人登録数含む

③-2 年齢別人口（二州管内市町）

（令和4年10月1日現在）

	敦賀市			美浜町			若狭町		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
0歳～4歳	2,148	1,082	1,066	286	153	133	443	219	224
5歳～9歳	2,605	1,330	1,275	321	181	140	527	274	253
10歳～14歳	2,899	1,448	1,451	321	161	160	671	332	339
15歳～19歳	3,053	1,616	1,437	398	204	194	635	293	342
20歳～24歳	2,220	1,161	1,059	204	121	83	257	141	116
25歳～29歳	2,639	1,473	1,166	393	217	176	435	249	186
30歳～34歳	2,859	1,500	1,359	429	243	186	523	290	233
35歳～39歳	3,469	1,773	1,696	445	240	205	558	304	254
40歳～44歳	3,826	2,005	1,821	479	253	226	708	358	350
45歳～49歳	4,685	2,383	2,302	546	305	241	872	422	450
50歳～54歳	4,478	2,282	2,196	555	321	234	886	445	441
55歳～59歳	4,029	2,081	1,948	577	314	263	887	431	456
60歳～64歳	4,022	2,046	1,976	594	286	308	987	498	489
65歳～69歳	4,227	2,105	2,122	676	365	311	993	511	482
70歳～74歳	4,960	2,374	2,586	870	418	452	1,220	602	618
75歳～79歳	3,346	1,501	1,845	605	268	337	835	376	459
80歳～84歳	2,586	1,080	1,506	516	208	308	768	318	450
85歳～89歳	1,974	678	1,296	373	129	244	659	242	417
90歳～	1,525	401	1,124	235	53	182	525	123	402
年齢不詳	1,459	852	607	72	44	28	44	29	15
計	63,009	31,171	31,838	8,895	4,484	4,411	13,433	6,457	6,976

※外国人登録数含む

④年齢別構成比（全国・福井県・管内）

（令和4年10月1日現在）

	全国	福井県	敦賀市	美浜町	若狭町
0歳～14歳	11.6	12.2	12	10	12
15歳～64歳	59.4	56.6	56.0	51.9	50.2
65歳～	29.0	31.2	29.5	36.8	37.2

（参照）人口推計：総務省統計局
衛生統計年報人口動態統計：福井県

IV 生活衛生課

1. 食品衛生関係業務

食品衛生法に基づく食品関係施設の営業許可等業務を行うとともに、福井県食品衛生監視指導計画に基づき、食品営業施設や集団給食施設等の監視指導、食品検査、食品関係従事者に対する衛生講習会および食品衛生自主管理の推進等の業務を行っている。

(1) 食品衛生法営業許可および監視状況

令和3年6月1日から、改正食品衛生法が施行され、営業許可業種の再編、食品営業届出制度および食品リコール報告制度が始まった。令和3年6月以降は新基準での営業許可あるいは届出となり、相談時や許可の更新時等に、事業者に対し改正食品衛生法に基づく指導・助言を行った。

(表1) 【改正前】食品衛生法関係営業許可施設数

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	監視数
飲食店営業	1,448	721	1,412	470	1,154	592	936	193	672	368
菓子（パンを含む。）製造業	173	79	172	65	140	76	120	41	95	44
魚介類販売業	174	100	179	71	84	66	64	15	47	37
魚介類競り売り営業	3	2	3	2	3	2	2	0	2	1
魚肉練り製品製造業	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
食品の冷凍または冷蔵業	8	8	10	5	11	7	9	3	6	7
かん詰またはびん詰食品製造業	3	1	4	4	4	0	3	0	3	2
喫茶店営業（自販機含む）	145	16	133	13	29	25	10	0	8	2
アイスクリーム類製造業	35	28	32	16	30	26	20	14	16	8
乳類販売業	177	64	166	57						
食肉処理業	4	3	5	3	5	1	4	1	4	4
食肉販売業	112	55	118	58	31	26	23	12	17	21
みそ製造業	12	2	11	4	11	2	8	0	6	5
しょう油製造業	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
ソース類製造業	2	2	3	2	3	1	2	0	0	0
酒類製造業	5	0	5	1	3	6	3	1	2	1
豆腐製造業	3	4	3	2	3	5	3	2	1	4
納豆製造業	1	1	1	1	1	0	1	0	1	1
麺類製造業	5	7	6	5	6	7	6	2	4	7
そうざい製造業	74	57	93	49	72	59	58	14	45	39
添加物製造業	2	0	2	0	2	0	1	0	0	0
清涼飲料水製造業	8	4	8	2	7	6	6	3	2	7
氷雪製造業	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
氷雪販売業	4	2	3	3						
合 計	2,401	1,158	2,371	835	1,600	908	1,279	301	931	558

※乳類販売業、氷雪販売業、魚介類販売業（包装済のみ）、食肉販売業（包装済のみ）は令和3年6月から届出業種へ移行

(表2) 福井県食品衛生条例に関する施設数、監視状況

		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数
許 可	魚介類加工業	46	28	54	26	50	24	45	10	2	65
	漬物製造業	89	21	92	39	66	39	57	22	4	76
	合 計	135	49	146	65	116	63	102	32	6	141
登 録	魚介類行商	14	-	14	-						

※魚介類加工業は改正後の水産製品製造業、漬物製造業は改正後の法許可へ、令和6年5月末までに移行した。

※魚介類行商の登録は、令和3年6月1日をもって廃止された。

(表3) 【改正後】食品衛生法関係営業許可施設数

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数
飲 食 店 営 業	241	140	465	226	727	333
調理の機能を有する自動販売機	3	0	4	0	4	0
食 肉 販 売 業	6	6	10	6	16	10
魚 介 類 販 売 業	18	18	28	24	43	29
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	0	0	1	1	1	1
食 肉 処 理 業	0	0	0	0	0	0
菓 子 製 造 業	29	27	50	32	69	38
アイスクリーム類製造業	2	1	1	1	2	2
乳 製 品 製 造 業	0	0	0	0	0	0
清 涼 飲 料 水 製 造 業	1	1	2	1	6	2
食 肉 製 品 製 造 業	0	0	0	0	0	0
水 産 製 品 製 造 業	11	11	20	12	68	18
氷 雪 製 造 業	1	0	1	0	1	0
みそ又はしょうゆ製造業	0	0	2	2	3	1
酒 類 製 造 業	2	0	3	0	3	1
豆 腐 製 造 業	0	0	0	0	2	2
納 豆 製 造 業	0	0	0	0	0	0
麺 類 製 造 業	1	0	1	0	4	3
そ う ざ い 製 造 業	23	16	38	28	54	39
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業	0	0	0	0	0	0
冷 凍 食 品 製 造 業	2	3	3	2	9	12
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業	0	0	0	0	0	0
漬 物 製 造 業	20	4	29	12	79	21
密 封 包 装 食 品 製 造 業	0	0	2	3	2	0
食 品 の 小 分 け 業	6	6	8	5	10	10
添 加 物 製 造 業	0	0	0	0	1	1
合 計	366	233	668	355	1,104	523

(表4) 届出を要する食品関係営業施設数および監視状況

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数
魚介類販売業（包装済のみ）	84	13	68	12	59	6
食肉販売業（包装済のみ）	83	37	64	21	54	12
乳類販売業	168	53	140	39	122	19
氷雪販売業	3	1	2	0	4	1
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	87	15	115	2	120	1
弁当販売業	4	1	5	8	5	0
野菜果物販売業	9	6	14	10	17	7
米穀類販売業	2	0	2	2	2	0
通信販売・訪問販売による販売業	0	0	0	0	3	1
コンビニエンスストア	39	3	52	16	54	7
百貨店、総合スーパー	14	11	22	22	21	10
自動販売機による販売業（コップ式を除く。）	20	0	26	1	48	0
その他の食料・飲料販売業	48	22	84	20	106	30
添加物製造・加工業（法許可を除く。）	1	0	1	0	1	0
いわゆる健康食品の製造・加工業	0	0	0	0	0	0
コーヒー製造・加工業（飲料製造を除く。）	2	0	5	2	7	0
農産保存食料品製造・加工業	1	0	2	0	2	1
調味料製造・加工業	1	0	1	0	1	0
糖類製造・加工業	0	0	0	0	0	0
精穀・製粉業	0	0	0	0	2	0
製茶業	1	0	1	0	3	0
海藻製造・加工業	23	1	26	0	28	2
卵選別包装業	0	0	0	0	0	0
その他の食料品製造・加工業	1	1	4	0	7	1
行商	5	1	9	0	10	0
集団給食施設	43	28	44	44	42	19
器具、容器包装の製造・加工業	2	1	2	0	2	0
露店、仮設店舗等（営業とみなされないもの）	0	0	1	0	5	4
その他	0	0	3	1	3	1
合計	641	194	693	200	728	129

(2) 衛生講習会の実施状況

食品関係営業者等を対象に、衛生知識の普及向上および自主管理体制の強化を目的として、衛生講習を実施している。また、地域住民等の要望に応じて出向く「出前講座」を開催し、消費者の衛生知識の向上を図っている。

令和4年度から、新たに制度化されたふぐ処理師の資格取得のための認定講習会を実施している（令和6年度まで開催予定）。

(表5) 衛生講習会の実施状況

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数
衛生講習会	8	1,158	19	1,139	0	※1,442	14	1,086	18	1,077
出前講座	10	268	4	132	5	44	4	54	4	42
認定講習会							8	167	13	120

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により集合型の講習を実施しなかったため、受講者数は衛生講習会資料の送付した施設数。

(3) 調理師、製菓衛生師、ふぐ処理師試験および免許

飲食店や菓子製造業等に従事する者の衛生知識の向上を図るとともに、食品衛生責任者としての資格取得のため、調理師および製菓衛生師の試験を実施し、その願書受付および免許申請業務を行っている。調理師試験については、令和4年度から（公社）調理技術技能センターが、願書受付および試験を実施している。

また、令和4年度からは、新たにふぐ処理師が制度化され、ふぐ処理師試験の願書受付および免許申請業務を行っている。

なお、調理師については、調理師法により2年毎に調理師就業届の提出が義務付けられており、西暦の奇数年に切り替わった年初から1月15日までに届出が提出される。

(表6) 調理師、製菓衛生師、ふぐ処理師試験願書受付および免許申請、届出件数

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度			令和5年度		
	調理師	製菓	調理師	製菓	調理師	製菓	調理師	製菓	ふぐ	調理師	製菓	ふぐ
試験	29	2	16	4	28	1		4	7		4	1
免許	41	2	37	6	31	1	37	6	162	34	3	126
書き換え・再交付	23	1	15	1	33	1	36	3	0	29	2	1
調理師就業届	-		503		-		587			-		

(4) 食中毒発生状況

令和5年度は、2件の食中毒が発生した。

(表7) 食中毒発生状況

年度	発生件数	発生月	病因物質	原因施設	患者数
令和元年度	1	2月	クドア・セプトエンブクタータ	飲食店(仕出し弁当)	2
令和2年度	0	-	-	-	-
令和3年度	0	-	-	-	-
令和4年度	0	-	-	-	-
令和5年度	2	4月	ノロウイルス	飲食店(食堂)	4
		4月	アニサキス	魚介類販売業	1

(5) 食品等の収去検査

食品衛生監視指導計画に基づく収去検査実施計画に基づき、食品等の収去検査を行い、違反食品や不良食品の発見に努めている。

(表8) 令和5年度 食品の収去検査結果

		収去数	検査項目			不適合数	
			微生物	理化学	その他	食品衛生法	食品表示法
魚介類		7	3	4	0	0	0
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	1	0	1	0	0	0
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	1	1	0	0	0	0
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	3	3	0	0	0	0
	生食用冷凍鮮魚介類	0	0	0	0	0	0
魚介類加工品		4	2	4	0	0	0
肉卵類及びその加工品		2	2	2	0	0	0
乳製品		0	0	0	0	0	0
乳類加工品		0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓		2	2	1	0	0	0
穀類及びその加工品		1	0	2	0	0	0
野菜類・果物及びその加工品		18	0	18	0	0	0
菓子類		21	18	3	0	0	2
清涼飲料水		2	1	2	0	0	0
酒精飲料		0	0	0	0	0	0
氷雪		1	1	0	0	0	0
水		0	0	0	0	0	0
かん詰・びん詰食品		0	0	0	0	0	0
その他の食品		44	40	4	0	0	5
添加物及びその製剤		0	0	0	0	0	0
器具及び容器包装		2	0	2	0	0	0
おもちゃ		1	0	1	0	0	0
合計		110	73	44	0	0	7

(6) 福井県嶺南振興局二州健康福祉センター所長表彰

食品衛生推進に特に貢献された方（食品衛生功労者）および衛生管理が優秀な施設（食品衛生優良施設）に対して表彰を行っている。令和元年度から2年に1回（西暦の奇数年度）の開催としており、令和5年度は功労者4名、優良施設2施設の表彰を行った。

2. 動物の愛護および管理

(1) 狂犬病予防・動物の保護管理

犬の登録および狂犬病予防注射業務は各市町で実施されている。狂犬病予防注射は従来どおり年1回の接種が義務付けられており、WHO（世界保健機関）の報告では狂犬病のまん延を防ぐためには70%以上の接種率が必要といわれている。狂犬病の発生防止には飼い主への予防接種が重要な役割を果たしている。

(2) 動物愛護事業

平成30年度から、当所敷地内に福井県動物管理指導センター嶺南支所（令和2年4月から福井県動物愛護センターに改称）が設置され、犬猫の保護、引取り、返還、譲渡ならびに・相談・苦情対応などの業務を行っている。

飼い犬のこう傷事故や動物取扱業の登録および特定動物の許可等の業務を行うとともに、施設に対する定期的な監視指導を実施している。

(表1) 犬の登録頭数・狂犬病予防注射接種の状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
敦賀市	登録頭数	2,510	2,491	2,452	2,457	2,537
	狂犬病予防注射実施数	1,977	1,996	2,047	1,940	2,065
	予防注射接種率	78.8%	80.1%	83.5%	79.0%	81.4%
美浜町	登録頭数	419	388	382	358	334
	狂犬病予防注射実施数	270	260	247	242	220
	予防注射接種率	64.4%	67.0%	64.7%	67.6%	65.9%
※若狭町	登録頭数	578	520	479	465	422
	狂犬病予防注射実施数	489	449	451	424	392
	予防注射接種率	84.6%	86.3%	94.2%	91.2%	92.9%
全体 (管内)	登録頭数	3,507	3,399	3,313	3,280	3,293
	狂犬病予防注射実施数	2,736	2,705	2,745	2,606	2,677
	予防注射接種率	78.0%	79.6%	82.9%	79.5%	81.3%

※若狭町の数値は、旧上中町（若狭健康福祉センター管轄）も含めて計上している。

(表2) 犬のこう傷事故件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
犬のこう傷事故発生届出件数	1	1	2	4	3

(表3) 動物取扱業施設等施設数および監視状況

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	監視数	件数	監視数	件数	監視数	件数	監視数	件数	監視数
第一種動物取扱業登録数	21	23	21	24	23	10	21	12	21	20
第二種動物取扱業届出数	2	2	2	2	2	1	2	0	2	0
特定動物飼養・保管許可数	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1

3. 生活衛生

少子高齢化や生活水準の変化に伴い、生活衛生関係営業に対する利用者のニーズは多様化、高度化しており、質の高いサービスと高度な衛生水準が求められている。管内は関西圏とのアクセスも良く、年間を通して県内外より観光客等が多く訪れることから、生活衛生関係営業施設の利用者が安心して施設を利用できるよう、関係法令に基づく立入検査および衛生管理の指導・啓発を効率的に実施している。

(1) 生活衛生関係の施設数および監視状況

生活衛生関係の施設数はほぼ横ばい状況で推移している。

監視については、理容所・美容所やクリーニング所の衛生管理をはじめ、公衆浴場や旅館等における浴槽の適正な維持管理（レジオネラ症対策等）について指導を行っている。

なお、施設の衛生管理面に不備があった営業者に対しては改善報告を求め、衛生の確保を図っている。

(表1) 生活衛生関係の施設数および監視状況

		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数
旅館	旅館・ホテル	353	211	345	82	331	219	324	34	316	145
	簡易宿所 (うち農家民宿)	154 (116)	13	155 (116)	2	155 (117)	9	153 (116)	1	157 (116)	13
	下宿	2	0	2	0	2	0	1	0	1	0
	特例	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旅館計		509	224	502	84	488	228	478	35	474	158
理容所		101	2	102	92	102	6	96	91	95	2
美容所		195	195	202	12	201	164	203	6	201	102
クリーニング所		85	14	65	17	65	3	63	2	63	0
興行場		5	2	4	2	4	0	4	0	4	0
公衆浴場		11	7	11	7	10	4	10	4	10	5
合計		886	444	886	214	870	405	854	138	847	267

(2) 福井県嶺南振興局二州健康福祉センター所長表彰

環境衛生推進に特に貢献された方（環境衛生功労者）および衛生管理が優秀な施設（環境衛生優良施設）に対して表彰を行っている。食品と同様に、令和元年度から2年に1回（西暦の奇数年度）の実施としており、令和5年度は功労者1名、優良施設1施設の表彰を行った。

(3) 特定建築物、温泉利用施設、墓地、浄化槽等の施設数および監視状況

特定建築物、温泉利用許可取得施設、墓地は、ほぼ横ばい状況で推移し、浄化槽の設置施設は下水接続への切り替えもあり、減少してきている。

監視については、利用客の多い特定建築物や温泉利用施設の立入検査を主体に実施し、自主管理の徹底を指導している。また、浄化槽については、法の遵守と適正管理の徹底を指導している。

(表2) 特定建築物、温泉利用施設、墓地、浄化槽の施設数および監視状況

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数
特 定 建 築 物	30	6	29	5	29	7	29	11	32	11
ビ ル 管 登 録 業	18	3	19	2	17	2	17	2	16	4
温 泉 利 用 許 可	36	26	34	7	33	22	33	8	34	25
温 泉 源 泉 数	14	0	14	0	14	0	14	0	14	2
墓 地	※27	0	※27	0	※27	0	※27	0	※29	※1
火 葬 場	※1	0	※1	0	※1	0	※1	0	※1	0
納 骨 堂	0	0	0	0	0	0	0	0	※1	※1
浄 化 槽	3,779	0	3,512	0	3,425	0	3,362	0	3,347	0
浄 化 槽 工 事 業	45	0	45	0	45	0	44	0	43	0
保 守 点 検 業	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0

※美浜町分のみ掲載

(4) 水道施設状況および監視状況

管内の水道施設は、敦賀市の簡易水道および飲料水供給施設が平成28年度から上水道施設に、令和4年度から若狭町の簡易水道が上水道にそれぞれ統合されたため、見かけの施設数は減少しているものの実質の変化はない。

監視指導は、上水道水源の定期的な採水検査や簡易水道施設等への立入調査等により衛生的な水道水の確保に努めている。なお、敦賀市内の専用水道および簡易専用水道施設の立入調査等については、平成25年度から敦賀市に事務移譲されている。

(表3) 水道施設状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
上 水 道	3	3	3	3	3
簡 易 水 道	16	16	16	4	4
飲 料 水 供 給 施 設	4	4	4	4	4
専 用 水 道	2	2	2	2	2
簡 易 専 用 水 道	21	21	21	21	21

表中の上水道および簡易水道は、敦賀市、美浜町および若狭町（旧上中町区域を含む）を掲載

その他の施設は、美浜町および若狭町（旧上中町区域を含まない）のみ計上

V 環境廃棄物対策課

1. 廃棄物適正処理対策

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）の改正による規制の強化や各種リサイクル法の施行に伴い、全国的に大規模な不法投棄は減少しているものの、依然として小規模な不法投棄等の不適正処理が頻発しており、不適正処理の撲滅には至っておらず、管内においても同様の状況である。

当センターでは、廃棄物の不適正処理防止対策の強化を図るため廃棄物処理法に基づき廃棄物関係施設や事業者への立入検査（表1～3）、廃棄物不法投棄等監視パトロール（表4）や不法投棄された廃棄物の撤去活動（表5）を実施し、産業廃棄物の不適正処理の撲滅に努めている。

（1）一般廃棄物処理施設の状況（表1）

一般廃棄物は、市町が策定した処理計画に基づき処理されている。

敦賀市では、ごみ焼却施設、埋立処分施設等を設置しており、また、美浜町および若狭町（旧三方町区域）では、美浜・三方環境衛生組合が、埋立処分施設等を設置して処理を行っている。

（2）産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可の状況（表2）

処理業者のうち収集運搬業者数は増加傾向にあり、処分業者数に大きな変化はない。

また、産業廃棄物収集運搬業者は、県外業者が7割以上を占めている。

これは、管内には産業廃棄物を広域的に処理する事業者があり、県外からの産業廃棄物を大規模に受け入れているためと考えられ、これに伴い福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱に基づく県外産業廃棄物搬入協議の件数も多くなっている。

（3）産業廃棄物処理施設の状況（表3）

管内の処理施設数に大きな変化はない。焼却施設および最終処分場に対し、重点的に立入検査を実施している。

（4）廃棄物不法投棄等防止対策（表4、表5）

廃棄物不法投棄等防止対策については、平日、休日や夜間において監視パトロールを実施し、監視資機材（監視カメラ）を有効活用するとともに県関係機関、市町（平成15年度からは立入検査権を有する県職員に市町職員を併任）、警察等と連携を密にして監視の充実・強化を図っている。

また、地元団体、関係行政機関や警察等からなる『二州地区廃棄物不法処理防止連絡協議会』を定例的に開催し、関係機関による監視パトロール、住民による廃棄物の撤去活動への支援および不法投棄等防止啓発強調月間（12月）における普及啓発等を実施している。

（5）廃棄物不適正処理の対応状況等（表6）

住民からの通報や監視パトロール等により発見した廃棄物不適正処理事案に対しては、行為者等を特定し、行政指導（指導票・勧告書の交付）や行政処分等により厳正に対応している。

（6）ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の届出状況等（表7）

PCB廃棄物を保管する事業者は、毎年、その保管および処分に係る状況の届出と低濃度PCB廃棄物を令和9年3月31日までに処分することがPCB特措法（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）で義務づけられている。

そのため、保管事業者に期限内の処理を指導するとともに、PCB使用機器を所有する事業者の把握に努めている。

なお、福井県内の高濃度PCB廃棄物（含有率5%以上）は、平成20年度からJESCO（日

本環境安全事業株式会社)北海道事業所において処理が開始され、令和4年度で高濃度PCB廃棄物の処理期限が終了している。

また、低濃度PCB廃棄物(含有率5%未満)は、国の認定を受けた無害化処理認定施設や低濃度PCB汚染廃家電機器等の処分業許可を受けた業者で処理されている。

(7) 自動車リサイクル法に基づく登録・許可(表8)

使用済自動車(廃車)から出る有用資源をリサイクルして環境問題への対応を図るため、自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)に基づきフロン類、エアバッグ、シュレッターダスト(自動車等破砕物)について、自動車メーカー等が適正処理・リサイクルを行わなければならない。

また、業として使用済自動車の引取り、フロン類の回収、解体等を行う事業者は、同法により登録・許可を受けなければならないことになっており、管内の事業者に定期的に立入検査を実施している。

(8) 敦賀市民間最終処分場に関する対応

敦賀市民間最終処分場(管理型)に係る生活環境保全上の支障を除去するため、必要な調査や対策の検討を行い、平成18年3月に特定支障除去等実施計画を取りまとめて環境省へ提出し、産廃特措法(特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法)の適用を受けることになった。

このため、平成18年5月に当該事業者および役員に対し、抜本的な漏水防止、浄化対策を講じるよう求める措置命令を発出し、同年7月から行政代執行により事業者に代わって県と敦賀市が対策を実施しており、平成25年3月に抜本対策工事が完了した。

なお、場内の保有水、浸透水の水処理および周辺環境への影響を監視するための河川および地下水の水質モニタリングを継続的に実施している。

2. 環境保全対策

大気環境や公共用水域等の水環境を保全するため、公害関係法令の届出工場・事業場への定期的な立入検査による施設の維持管理等の指導や特定建築材料(石綿を含有する吹付け材など)を使用する建築物等の解体・補修作業(特定粉じん排出等作業)現場等への監視を強化している。

また、工場・事業場等からのばい煙や排出水を検査し、排出状況を監視するとともに、地下水質等の環境調査を毎年実施し、環境汚染の実態把握に努めている。

(1) 公害関係法令届出工場・事業場(表9)

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、福井県公害防止条例により規制対象施設を有する工場・事業所に対して各種の届出が義務付けられており、また、ばい煙、排出水等について規制基準が設けられている。

(2) 公害関係法令に基づく立入検査・行政検査(表10、表11)

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設、粉じん発生施設および特定粉じん排出等作業現場、水質汚濁防止法に基づく特定事業場に対する立入検査を実施している。また、ばい煙発生施設の排ガスや特定事業場の排水の行政検査を実施しており、排出基準に不適合となった施設の事業者に対し、文書で指導するなど厳正に対応している。

(3) 公害苦情の対応(表12)

公害苦情に対し、市町と連携して関係者への聴き取り調査や現地調査を実施するなど対応して

いる。

(4) 大気汚染の状況の監視

県では、硫黄酸化物、窒素酸化物、光化学オキシダント等の大気汚染物質について、テレメータシステムによる常時監視を実施しており、平成 25 年 3 月から新たに P M 2. 5 (微小粒子状物質) の常時監視を実施している。

当センター管内では一般測定局 3 か所、自動車排出ガス測定局 1 か所で監視している。

平成 25 年 1 月に中国の P M 2. 5 による大気汚染の問題が発生したことから、我が国においても暫定的な指針となる値が示され、これに基づき P M 2. 5 が高濃度になった場合には、健康被害防止のため、県内全域に不要不急な外出や屋外での長時間の激しい運動をできる限り控えたり、屋内の換気や窓の開閉を必要最小限にする等の注意喚起を行うこととされており、平成 26 年 2 月 26 日にこの値を超えたため注意喚起を行った。

(5) 水質汚濁等の状況の監視 (表 13、表 14)

県では、当センター管内において公共用水域の水質を河川 7 地点、湖沼 10 地点、海域 11 地点で調査している。

また、当センターでは、地下水質の概況調査や過去に汚染が発見された地区において継続監視調査を実施し、地下水質の状況を把握している。

公共用水域における魚類のへい死や油流出等の水質異常時には、現地調査を実施し、原因究明を行なっている。

(6) ダイオキシン類の監視 (表 15)

県では、環境中のダイオキシン類について、地点を定め大気、地下水、土壌の調査を実施している。

また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設に対し、排出ガス・排出水の行政検査を実施している。

(7) フロン類充填回収業者の登録 (表 16)

オゾン層の保護および地球温暖化防止の観点から、フロン類排出抑制法 (フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律) に基づき、業務用エアコン、冷蔵・冷凍機器を廃棄する場合、冷媒用フロンの回収が義務付けられている。

また、業としてフロン類の充填回収を行う事業者は、同法により登録を受けなければならないとされており、管内の事業者に定期的に立入検査を実施している。

1. 廃棄物適正処理対策

表1 一般廃棄物処理施設の状況

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	施設数	立入数	施設数	立入数	施設数	立入数	施設数	立入数	施設数	立入数
し尿処理施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ごみ処理施設	7	7	7	7	7	0	6	0	6	3
埋立処分施設	4	4	4	4	4	0	3	0	3	1
合 計	11	11	11	11	11	0	9	0	9	4

表2 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可の状況

		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		許可数	立入数	許可数	立入数	許可数	立入数	許可数	立入数	許可数	立入数
産業廃棄物	収運業	396	13	413	16	424	5	433	8	452	13
	処分業	12	45	11	39	11	34	12	42	12	27
特別管理産業廃棄物	収運業	56	2	55	2	56	1	58	2	55	0
	処分業	1	4	1	2	0	0	0	0	0	0
合 計		465	64	480	59	491	40	503	52	519	40

表3 産業廃棄物処理施設の状況

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	施設数	立入数	施設数	立入数	施設数	立入数	施設数	立入数	施設数	立入数
廃プラスチック類焼却施設	1	8	1	3	1	3	1	2	1	2
汚泥焼却施設	1	8	1	3	1	3	1	2	1	2
木くず又はがれき類の破碎施設	6	7	5	2	5	2	6	7	6	3
廃プラスチック類の破碎施設	1	4	1	0	1	1	1	0	1	0
産業廃棄物の焼却施設	1	8	1	3	1	3	1	2	1	2
最終処分場	2	21	2	22	2	24	2	24	2	24
合 計	12	56	11	33	11	36	12	37	12	33

表4 廃棄物不法投棄等監視パトロールの実施回数

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	回数	内民間	回数	内民間	回数	内民間	回数	内民間	回数	内民間
休 日	48	24	44	24	44	22	43	24	48	24
夜 間	18	12	17	12	11	11	10	10	12	12

表5 不法投棄された廃棄物の撤去活動

年 度	日 付	場 所	撤 去 物
令和元年度	実績なし		
令和2年度	11月27日	敦賀市内	廃プラスチック類 等
令和3年度	11月5日	敦賀市内	廃プラスチック類、金属くず
令和4年度	12月8日	敦賀市内	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず 等
令和5年度	実績なし		

表6 廃棄物不適正処理の対応件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
不 法 投 棄	1	1	1	2	0
焼 却 禁 止 違 反	1	1	1	0	1
処 理 基 準 違 反	0	0	0	0	0
保 管 基 準 違 反	1	1	0	0	1
そ の 他 の 違 反	0	2	0	0	0
合 計	3	5	2	2	2

表7 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の届出状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
届 出 数	35	46	32	41	37

表8 自動車リサイクル法に基づく登録・許可

	平成元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
引 取 業 者	36	34	38	21	23
フ ロ ン 類 回 収 業 者	11	11	12	10	10
解 体 業 者	3	3	3	3	3

2. 環境保全対策

表9 公害関係法令届出工場・事業場数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大気汚染防止法ばい煙発生施設	73	73	74	74	74
大気汚染防止法粉じん発生施設	23	21	22	22	20
水質汚濁防止法特定施設	447	443	441	444	447
ダイオキシン類対策特別措置法特定施設	8	8	8	8	6
公害防止管理者選任工場	22	22	22	22	22
福井県公害防止条例特定工場	12	12	12	12	12
福井県公害防止条例特定施設	6	6	5	5	4

表 1 0 公害関係法令に基づく立入検査・行政検査件数（大気関係）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ばい煙発生施設立入調査	21	9	7	6	22
煙道行政検査	3	3	2	3	3
粉じん発生施設立入検査	10	0	0	0	3
特定粉じん排出等作業現場立入調査	29	15	9	21	11

表 1 1 公害関係法令に基づく立入検査・行政検査件数（水質関係）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定事業場立入調査	29	31	29	26	56
排水行政検査	24	18	14	18	26
不適合	0	1	2	1	1

表 1 2 公害苦情対応件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大気関係	1	2	0	2	3
水質関係	0	1	1	4	6
騒音振動	0	1	0	0	0
悪臭	0	0	2	0	0
不法投棄	1	2	0	0	0
合 計	2	6	3	6	6

表 1 3 水質の汚濁状況の監視（地下水質）

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	地点数	回数	地点数	回数	地点数	回数	地点数	回数	地点数	回数
概況調査	4	1	3	1	4	1	4	1	4	1
継続監視調査	5	2	2	2	2	2	2	2	3	2

表 1 4 水質の汚濁状況の監視（水質異常時調査）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
油流出・魚へい死等	5	6	10	4	6

表 1 5 ダイオキシン類監視

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	地点数	回数	地点数	回数	地点数	回数	地点数	回数	地点数	回数
大気	2	4	0	0	1	1	1	4	1	4
土壌	2	1	0	0	1	1	0	0	0	0
地下水	4	1	2	1	3	1	2	1	2	1
排出ガス	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0

表 1 6 フロン類充填回収業者の登録

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1類フロン類充填回収業者	57	60	64	64	65

VI 衛生検査課

1. 食品衛生

二州、若狭健康福祉センター管内に流通する食品、容器包装等の安全を確保するため、収去（行政）検査を福井県食品衛生監視指導計画に従い実施している。検査内容は、食品衛生法等に基づく食品の理化学検査ならびに細菌検査である。

区分	検査内容	
理化学検査	食品の添加物検査	合成保存料、合成甘味料、合成着色料、酸化防止剤、漂白剤、発色剤等
	容器包装の規格検査	溶出試験（重金属、過マンガン酸カリウム消費量、蒸発残留物、蛍光物質、着色料等）
	おもちゃの規格検査	溶出試験（重金属、蛍光物質、着色料、ヒ素）
細菌検査	細菌数、大腸菌群、大腸菌、黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ、サルモネラ属菌、クロストリジウム属菌、発育し得る微生物	

2. 環境衛生

敦賀市民間最終処分場に係る放流水、地下水等の水質検査を実施している。また、公衆浴場や旅館施設等におけるレジオネラ症防止対策を図るために循環式浴槽水検査を実施している。

なお、「ふくいのおいしい水」に認定された湧水の細菌検査は、令和5年度春期で事業終了により検査を終了した。

事業	検査内容
敦賀市民間最終処分場の水質検査等	pH、BOD、COD、SS、全窒素、塩化物イオン、電気伝導率、透視度、含水率
「ふくいのおいしい水」の細菌検査（令和5年度春期まで）	一般細菌、大腸菌
循環式浴槽水検査（二州・若狭管内）	大腸菌群、レジオネラ属菌

3. 臨床検査

感染症検査について、HIV迅速検査を匿名・無料で月2回、夜間に年2回（6月、12月）実施している。

令和3年度から4年度までは行政検査として新型コロナウイルス感染症に伴うPCR検査を実施していたが、令和5年度以降、新型コロナウイルスが感染症法5類に移行してからは検査を実施していない。

4. その他臨時検査

食品等の安全に関する相談等があった場合、必要に応じて検査を実施している。

1. 食品衛生関係検査実施状況

(1) 収去検査検体数

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
春の行楽地食品衛生対策検査 対象食品：土産物食品	二 州	14	0	14	11	11
	若 狭	10	0	10	8	8
	合 計	24	0	24	19	19
	のべ検査項目数	51	0	48	50	48
夏期一斉取締り検査 対象食品：食品全般	二 州	34	33	35	31	28
	若 狭	27	27	27	24	24
	合 計	61	60	62	55	52
	のべ検査項目数	125	127	131	132	122
秋の行楽地食品衛生対策検査 対象食品：土産物食品	二 州	14	14	14	11	11
	若 狭	10	10	10	8	8
	合 計	24	24	24	19	19
	のべ検査項目数	50	46	51	48	51
食品添加物表示対策検査 対象食品：食品全般	二 州	2	2	2	3	3
	若 狭	2	2	3	3	3
	合 計	4	4	5	6	6
	のべ検査項目数	5	6	10	12	13
輸入食品検査 対象食品：輸入食品	二 州	3	3	3	3	3
	若 狭	2	2	2	2	2
	合 計	5	5	5	5	5
	のべ検査項目数	18	20	16	16	20
年末一斉取締り検査 対象食品：食品全般	二 州	35	35	35	30	30
	若 狭	30	30	28	25	27
	合 計	65	65	63	55	57
	のべ検査項目数	144	150	165	142	144
容器包装等の検査 対象品：容器包装, 若狭塗り箸	二 州	1	2	1	1	2
	若 狭	17	16	18	17	14
	合 計	18	18	19	18	16
	のべ検査項目数	40	39	46	40	36
おもちゃの検査 対象品：折り紙	二 州	0	0	0	1	0
	若 狭	0	1	0	0	0
	合 計	0	1	0	1	0
	のべ検査項目数	0	4	0	4	0
合 計	二 州	103	89	104	91	88
	若 狭	98	88	98	87	86
	合 計	201	177	202	178	174
	のべ検査項目数	433	392	467	444	434

(2) 収去検査項目数

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総 検 体 数		201	177	202	178	174
細菌検査項目	細菌数	145	119	134	117	115
	大腸菌群	60	51	56	51	49
	大腸菌	35	29	42	51	50
	腸炎ビブリオ	6	4	1	4	4
	黄色ブドウ球菌	76	64	80	84	83
	発育し得る微生物	2	2	2	2	2
	サルモネラ属菌	2	2	2	1	2
	クロストリジム属菌	0	0	0	1	0
理化学検査項目	合成保存料	20	22	37	31	32
	合成甘味料	23	27	36	33	31
	合成着色料	14	19	19	17	20
	漂白剤	0	0	0	0	0
	酸化防止剤	5	5	5	5	5
	酸価・過酸化物価	2	2	2	0	2
	亜硝酸根	3	3	3	3	3
	容器包装・溶出試験	40	39	46	40	36
の	おもちゃ・溶出試験	0	4	0	4	0
	のべ検査項目数	433	392	467	444	434

2. 環境衛生関係検査状況

(1) 敦賀市民間最終処分場の水質検査

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総 検 体 数		94	88	120	86	72
検査項目	pH	26	24	24	24	24
	BOD	26	24	57	24	24
	COD	26	24	24	24	24
	SS	23	24	24	24	24
	全窒素	21	24	24	24	24
	塩化物イオン	60	60	60	60	48
	電気伝導率	86	84	84	84	72
	透視度	72	72	72	72	60
	含水率	8	4	2	2	0
	その他	25	24	89	24	24
のべ検査項目数		373	364	461	362	324

(2)「ふくいのおいしい水」の細菌検査

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総	検 体 数	24	24	24	24	10
項 目	一 般 細 菌	24	24	24	24	10
	大 腸 菌	24	24	24	24	10
の べ 検 査 項 目 数		48	48	48	48	20

(3) 循環式浴槽水検査(二州・若狭管内)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総	検 体 数	19	19	15	15	15
項 目	レ ジ オ ネ ラ 属 菌	19	19	15	15	15
	大 腸 菌 群	19	19	15	15	15
	過マンガン酸カリウム消費量	19	19	—	—	—
	濁 度	19	19	—	—	—
の べ 検 査 項 目 数		76	76	30	30	30

3. 臨床検査状況

(1) HIV迅速検査

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検 査 件 数	39	23	20	22	19

(2) 新型コロナウイルスPCR検査

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検 査 件 数	—	—	856	30	—